

ろうきん

イデコ
iDeCo

個人型確定拠出年金

ガイドブック



セカンドライフの生活を考えたことありますか？

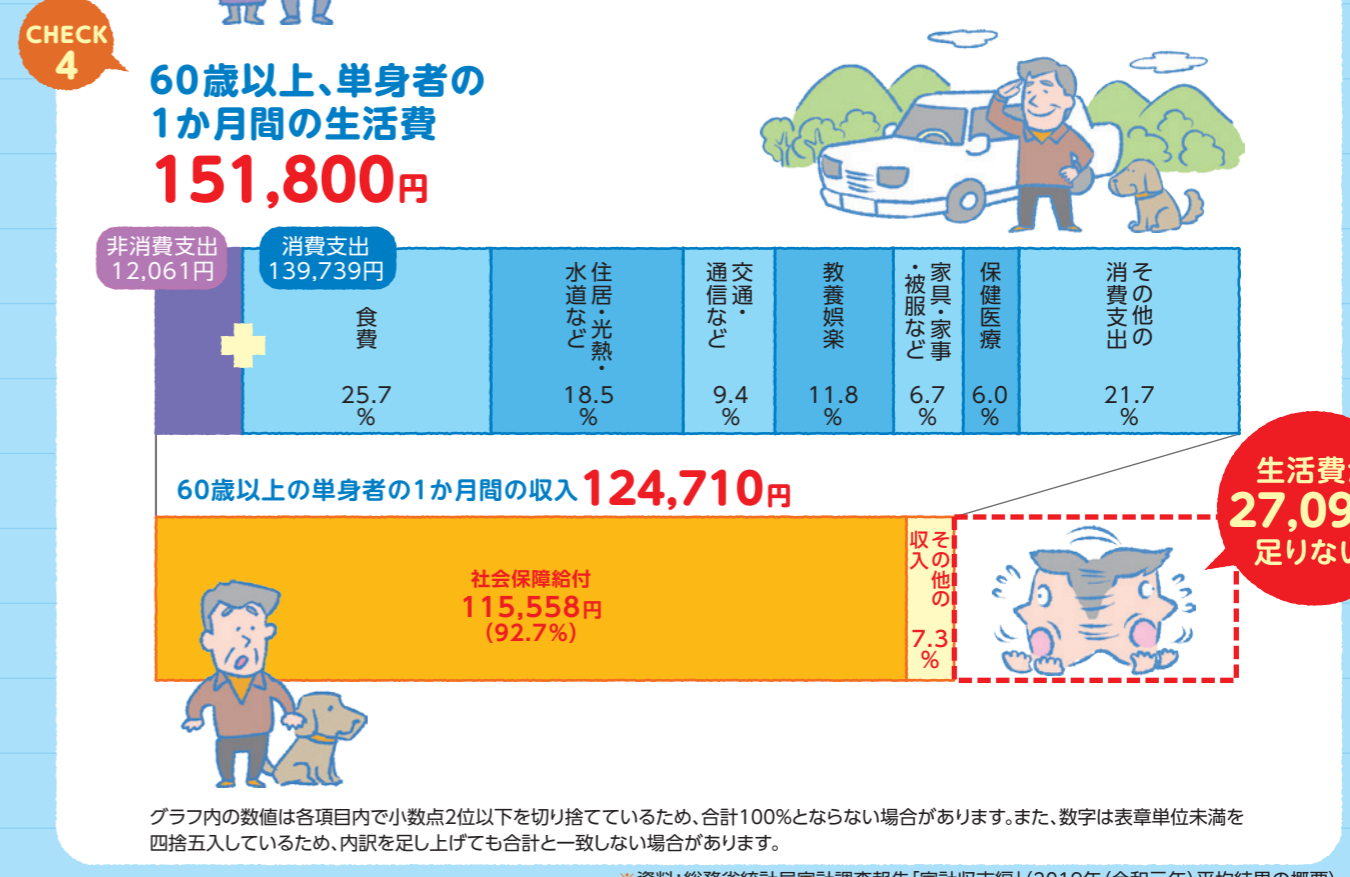
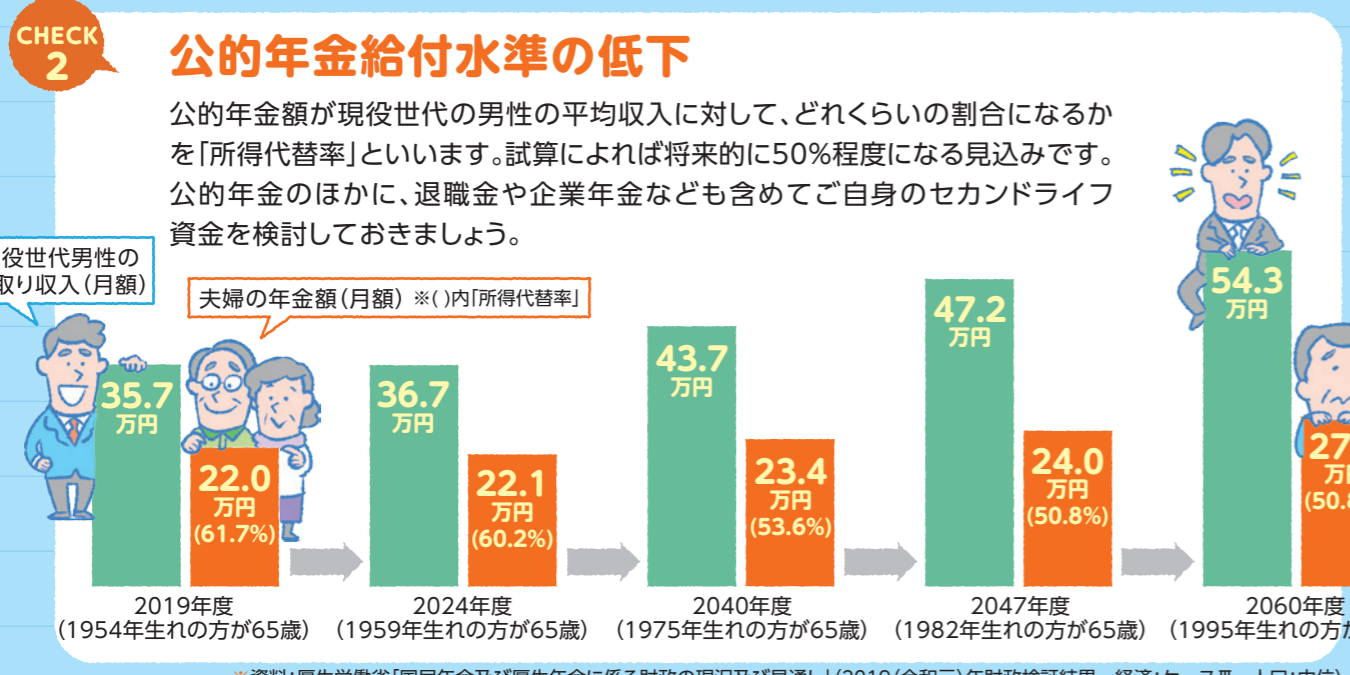
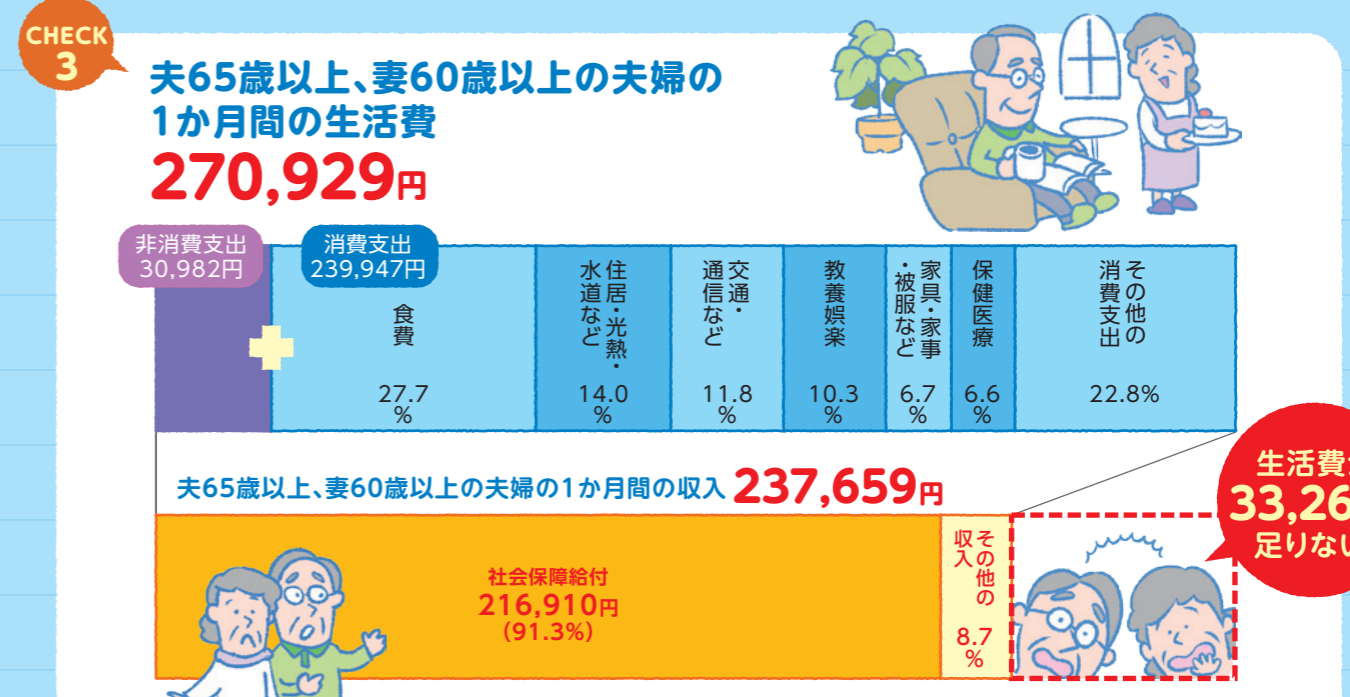
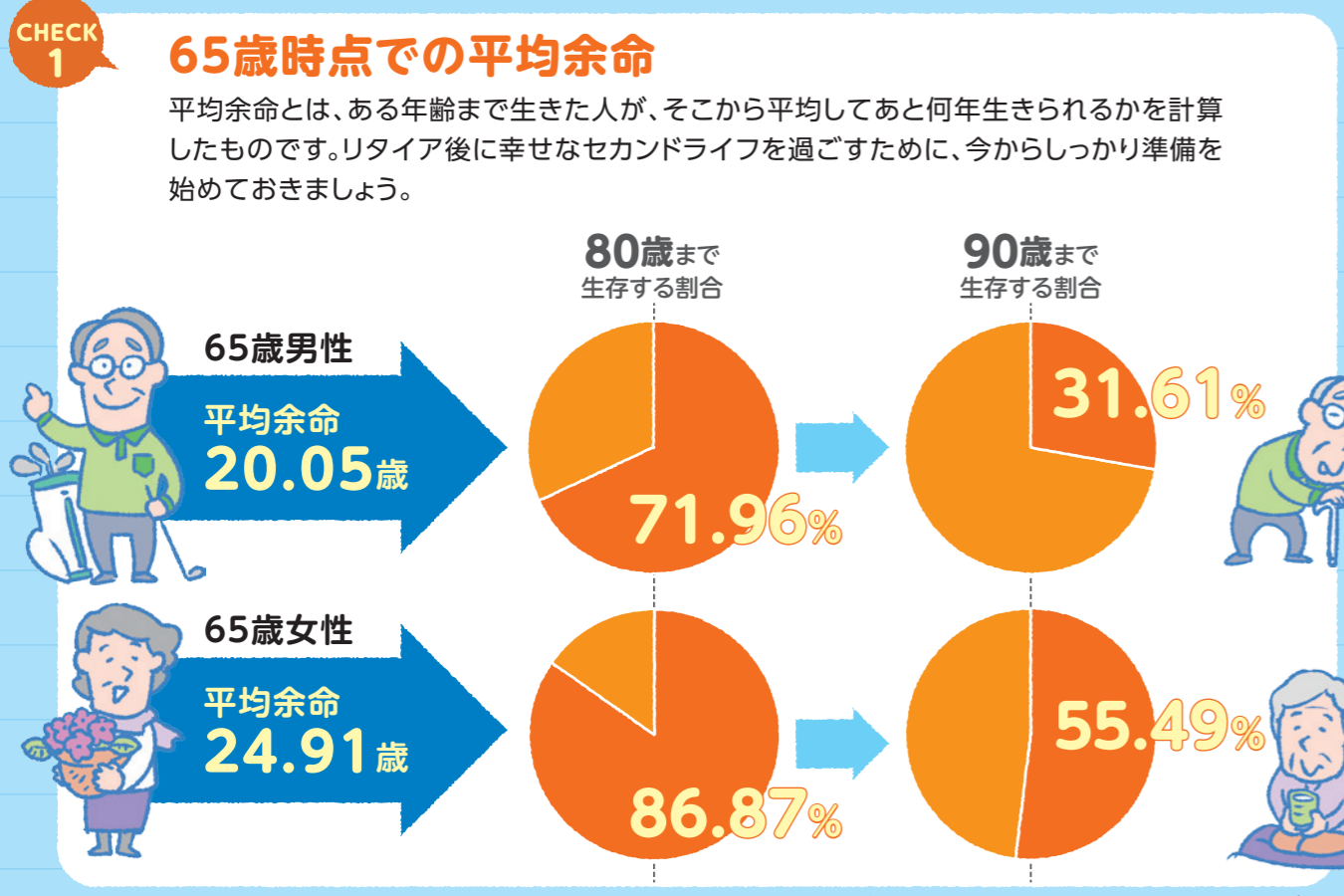


公的年金で老後は安心？



日本は年を追うごとに長寿国になっています。現在の65歳の平均余命は男性20.05歳、女性24.91歳。80歳まで元気であることは普通のことだと想定していいかもしれません。その一方で、公的年金の所得代替率は低下の一途をたどっています。あなたの老後の生活費を、いまからしっかり計画しておくことをおすすめします。

主な収入を社会保障に頼った場合、高齢者夫婦世帯では3万円超、高齢単身者世帯では3万円近く生活費が足りません。経済的な不安を抱えずに暮らすには、この不足分をどのようにカバーするかが大きな課題です。



個人型確定拠出年金ってなんだろう？

個人型確定拠出年金について

- ▶ 公的年金を補うものとして「**個人型確定拠出年金**」があります ……6
- ▶ 個人型確定拠出年金は、**自分で育てる年金**です ……7
- ▶ **掛金の上限**は加入する方によって異なります ……8
- ▶ 運用商品を自由に組合せて**非課税で運用**できます ……9
- ▶ **受取方法**は自分の計画に基づいて設計できます ……10
- ▶ 個人型確定拠出年金の受取りには**10年間の加入期間**が必要です ……11
- ▶ 他の年金制度の年金資産を個人型確定拠出年金へ**移換**できます ……12
- ▶ 個人型確定拠出年金の掛金は**所得控除の対象**です ……13
- ▶ ろうきんは運営管理機関として「**みなさまの窓口**」を担っています ……14

運用商品にはどんなリスクがあるの？

商品とリスクについて

- ▶ **インフレ**に運用利回りが追いつかないとお金の価値が下がります ……16
- ▶ **リスクとリターン**の意味とその関係を理解しましょう ……17
- ▶ **定期預金**は元本確保型商品です ……18
- ▶ **株式**は、企業の業績や需要と供給などにより価格が変動します ……19
- ▶ 金利が上昇すると**債券**の価格は下落します ……20
- ▶ **外国の株式や債券**の為替変動リスクを把握しましょう ……21
- ▶ **投資信託**は、株式や債券での運用を専門家に任せる商品です ……22
- ▶ 異なる資産を組合せて運用する**バランス型投資信託**があります ……24

リスクと上手に付き合っていくには？

投資について

- ▶ **分散投資**でリスクをコントロールしましょう ……26
- ▶ **長期間運用**することでリスクを抑える効果が得られます ……27
- ▶ **定期的な積立投資**には運用を安定させる効果が期待できます ……28
- ▶ **リスクの許容度**は人によってさまざまです ……29
- ▶ あなたのリスク許容度にあった**資産配分**を考えてみましょう ……30
- ▶ 運用期間中も定期的に**運用状況をチェック**しましょう ……32
- ▶ 運用する商品や、掛金の配分は**必要な時に見直す**ことができます ……33

個人型確定拠出年金について

個人型 確定拠出年金って なんだろう？

個人型確定拠出年金とは、
定期的に積立てる掛金を自分の判断で運用し、
将来受取る年金資産を
長期にわたって作っていく年金制度です。
まずは制度と仕組みを把握しましょう。



公的年金を補うものとして「個人型確定拠出年金」があります。

自分が加入している年金制度を、しっかりと確認しておきましょう。



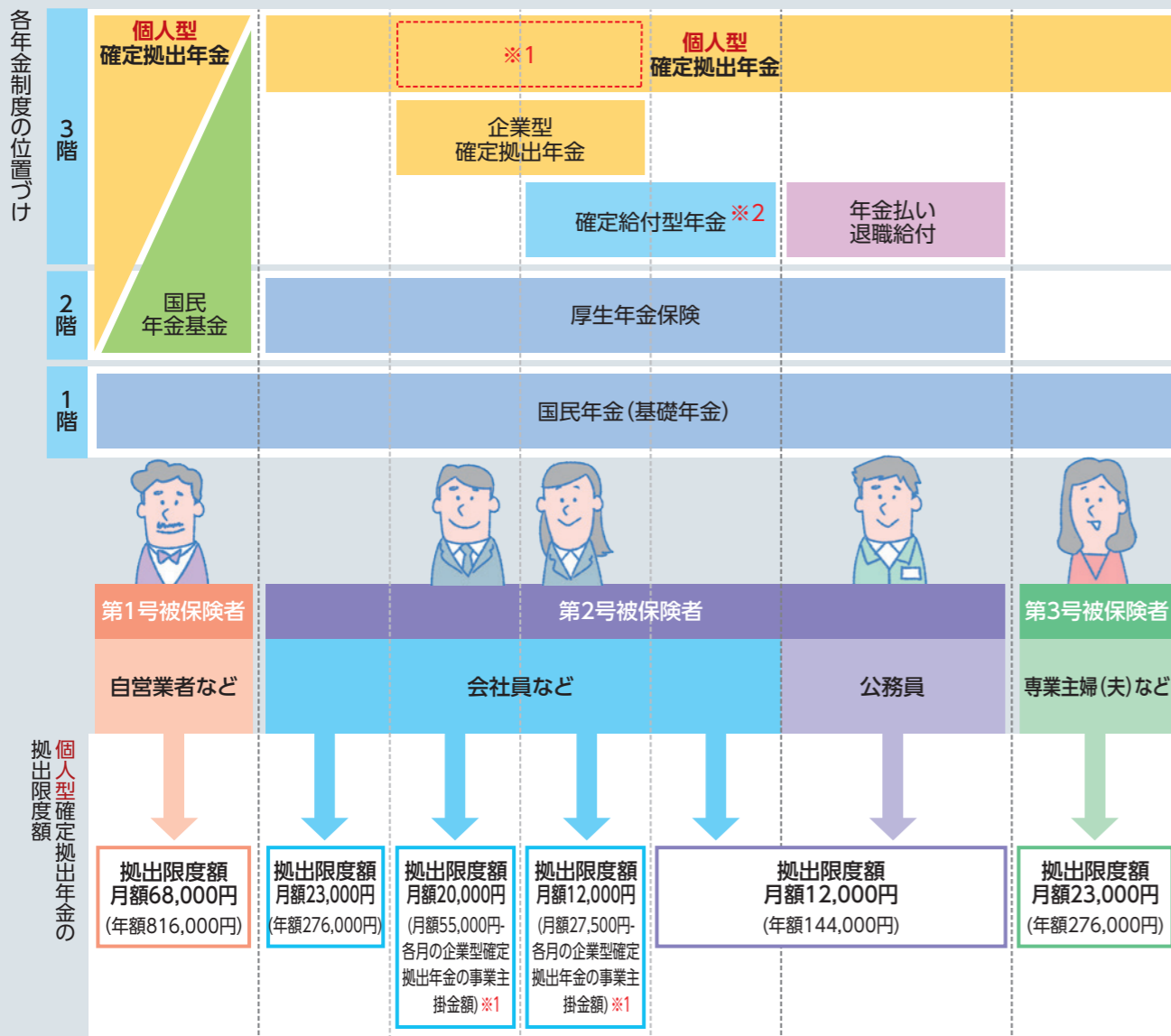
個人型確定拠出年金は、自分で育てる年金です。

掛金の額、運用する商品や受取り方…自分の将来計画に基づいて設計できます。



一般に、自営業者の方は国の「国民年金」と任意の「国民年金基金」の2階建て、公務員や企業の従業員は国の「国民年金」「厚生年金」と「企業年金など」の3階建てで成り立っています。個人型確定拠出年金は、それらの年金をさらに補うものとして位置づけられています。

▶個人型確定拠出年金の位置づけおよび加入対象と拠出限度額



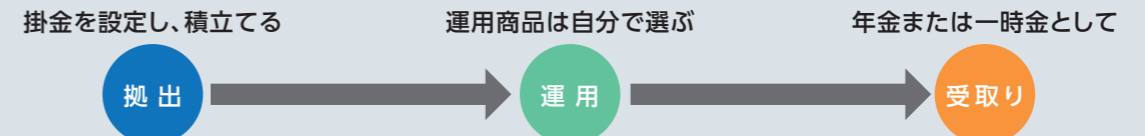
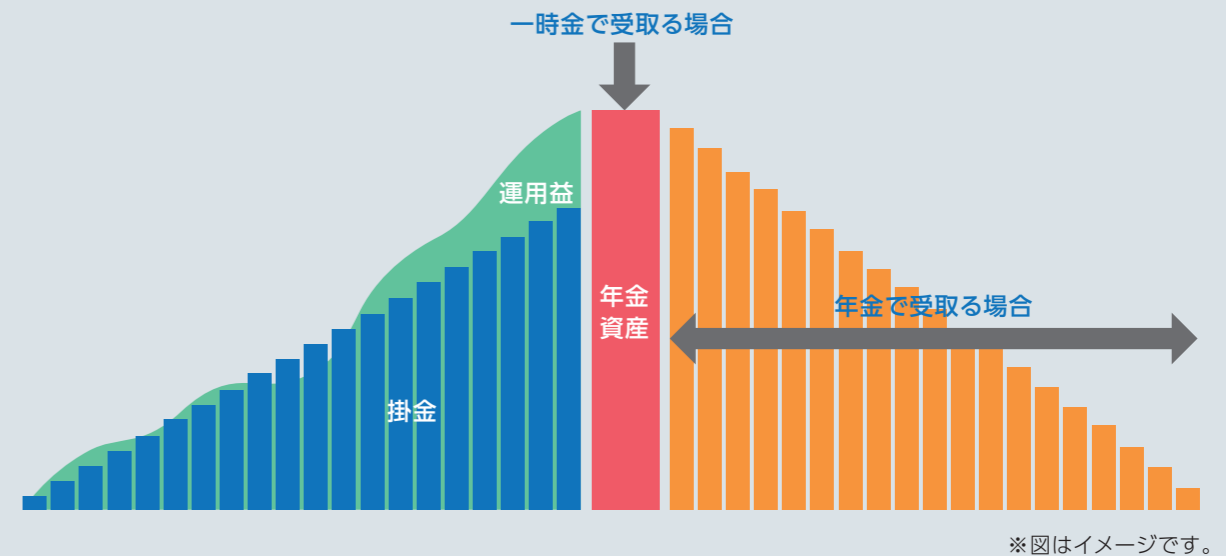
※1 2022年10月施行の法改正により、規約の定めがなくても、原則個人型確定拠出年金へ加入できるようになりました。

※2 厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済など。

● 国民年金被保険者であれば、原則65歳未満の方は個人型確定拠出年金に加入できます(P7◆)。

▶個人型確定拠出年金の仕組み

個人型確定拠出年金は、自分の意思で育てていく年金です。拠出→運用→受取りの流れを確認しておきましょう。



個人型確定拠出年金は、自分で設定した掛金を、自分が選んだ金融商品で運用しながら積立てていきます。

「自分の資産はどうなっているか」「運用状況はどうなっているか」などを確認しながら、老後の資金(受取りは原則60歳以降)を準備していきます。積立期間中は途中で引き出すことはできません。また、値動きのある商品で運用すると、元本を下回る可能性があります。

受取額は拠出金(掛金)の額や、運用した運用商品の成績によって、一人ひとり異なります。また、受取方法は「年金として分割で受取る」、「一時金として一括で受取る」などの方法から選べます。

◆ 60歳以上でも、国民年金の第2号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者(※)であれば、原則として個人型確定拠出年金への新規加入・継続加入が可能です。

※ 国民年金の任意加入被保険者とは、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときに、60歳以降も国民年金に加入している方です。年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方は特例により任意加入被保険者となる場合がありますが、この特例による任意加入被保険者は個人型確定拠出年金への加入はできません。

確定拠出年金ってなに？

確定拠出年金は、国民の老後生活をより豊かなものとするため、公的年金に上乗せできる年金制度です。国民年金基金連合会が実施する個人型確定拠出年金と、企業が従業員のために実施する企業型確定拠出年金があります。2022年10月の法改正により、企業型確定拠出年金の加入者は、個人型確定拠出年金への加入を認める規約の定めや企業型確定拠出年金の事業主掛金の上限の引き下げがなくても、個人型確定拠出年金に加入できるようになりました。(事業主掛金と個人型確定拠出年金の掛金が各月の拠出限度額の範囲内で毎月拠出であること、企業型確定拠出年金のマッチング拠出を利用していないことが必要)

運用指図者とは

年金資産の運用内容について、運営管理機関に指示を出すことを「運用指図」といいます。確定拠出年金では、掛金を拠出せずに年金資産の運用の指示のみを行う人を運用指図者といいます。個人型確定拠出年金では、加入資格を喪失した人や、希望する人が国民年金基金連合会に資格喪失の届出を行うことで、運用指図者になることができます。

掛金の上限は 加入する方によって異なります。

それぞれの区分に応じた拠出限度額の範囲で、掛金は自由に決められます。



運用商品を自由に組合せて 非課税で運用できます。

個人型確定拠出年金での積立金の運用は、他の金融商品にない税制優遇があります。

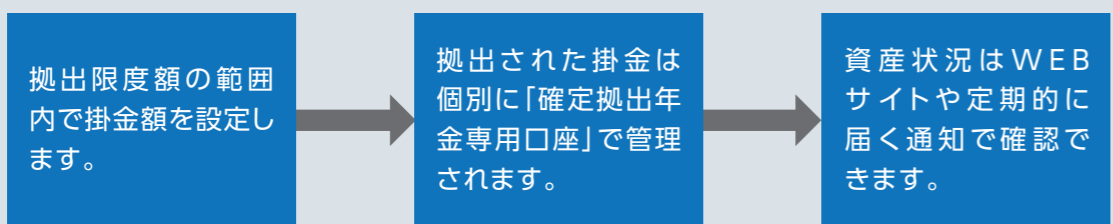


▶個人型確定拠出年金の掛金について

個人型確定拠出年金は、拠出限度額の範囲内で掛金を設定し、拠出します。
拠出限度額は加入している年金制度などによって異なります。

加入区分	自営業者など (第1号被保険者)	会社員など (第2号被保険者)	公務員	専業主婦(夫)など (第3号被保険者)
最低掛金額	1か月分の最低掛金額=5,000円 数か月分の掛金をまとめて納付する場合の最低掛金額=「5,000円×月数」 (いずれも1,000円単位で設定可能)			
勤務先の 企業年金 加入状況	—	確定拠出 年金のみ ※1	確定拠出年金と 確定給付型年金 のみ※2	—
個人型 確定拠出年金の 拠出限度額	月額68,000円 (年額816,000円)	月額23,000円 (年額276,000円)	月額20,000円 (月額55,000円・ 各月の企業型 確定拠出年金の 事業主掛金額)※1	月額12,000円 (月額27,500円・ 各月の企業型 確定拠出年金の 事業主掛金額)※1
納付先	国民年金基金連合会			
納付方法	口座振替	給与天引き(事業主による払込み) または口座振替		口座振替

▶個人型確定拠出年金の掛金の管理



- ※1 2022年10月施行の法改正により、規約の定めがなくても、原則個人型確定拠出年金へ加入できるようになりました。
- ※2 確定給付型年金とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済などのことをいいます。
- 国民年金被保険者であれば、原則65歳未満の方は個人型確定拠出年金に加入できます(P7◆)。

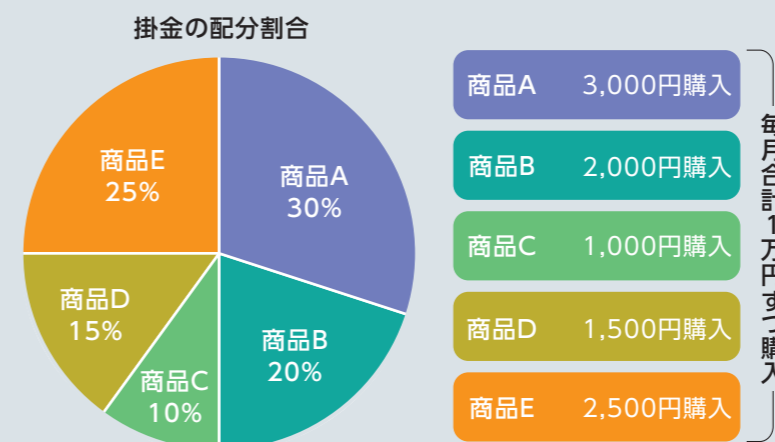
専業主婦(夫)(第3号被保険者)に税制優遇の恩恵は?

収入がない専業主婦(夫)の場合、掛金の全額所得控除については基本的に対象外ですが、パートなどで働いていて一定額以上の所得があれば、掛金が所得控除されるメリットがあります。また運用時や給付時に受けられる税制優遇措置は、就業の有無と関係なく適用されます。就労後離職して専業主婦(夫)になり、そしてまた就労と、変化のあるライフスタイルのなかでも、しっかり年金資産を準備できます。

運営管理機関が選定・提示する運用商品の中から、自由に組合せて運用できます。
また、運用状況や運用方針に応じて、運用商品の変更ができます。

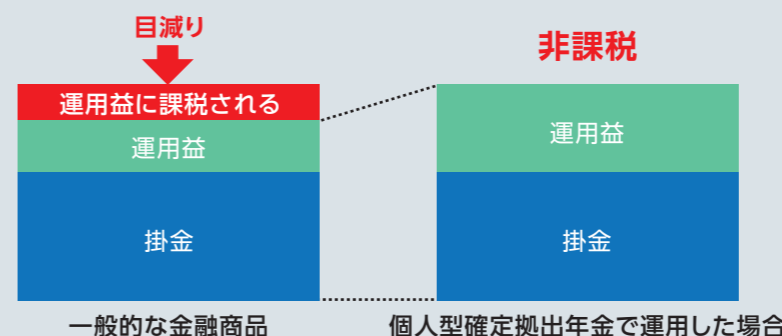
▶掛金の配分指定

(例) 毎月掛金1万円を5つの商品で運用する場合



※ 運用商品の配分は、1%単位で設定できます。

▶運用時の課税イメージ



大きなメリット!
運用益に税金がかからない

一般的な金融商品で資産を運用すると、運用益に対して約20.315%※1の税金がかかります。しかし個人型確定拠出年金の運用益は、課税の対象になりません。※2



- ※1 所得税および復興特別所得税15.315%+住民税5%。
- ※2 年金積立金は特別法人税(年1.173%)の対象となりますが、現在課税凍結中です(発行日現在)。

自己責任の資産運用は不安?

確定拠出年金の運用商品の中には運用成績だけで資産が変動するリスク商品もあります。そのようなリスク商品は、定期預金などの元本確保型商品より大きな収益をあげられる可能性がある一方で、元本割れのリスクがあります。自分のリスク許容度(P29)に応じて、定期預金などの元本確保型商品と合わせて運用しましょう。

受取方法は自分の計画に基づいて設計できます。

60歳から75歳に達するまでの間で、老齢給付金の受取開始時期を選べます。(※1)

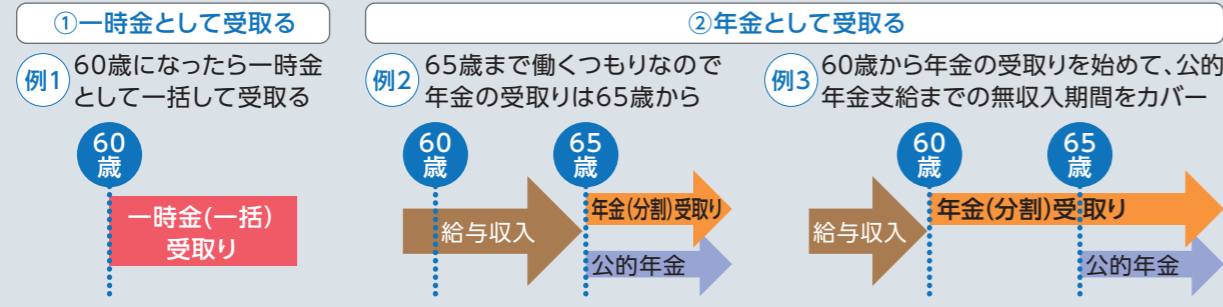


個人型確定拠出年金の受取りには10年間の加入期間が必要です。

10年に満たない場合は、通算加入者等期間に応じて受取開始可能年齢が決まっています。



▶ 受取方法を選択できます (60歳で老齢給付金を受取る場合の例)



③一時金と年金を組合せて受取る

例4 60歳で年金の受取りを開始すると同時に、一部のお金をまとめて受取る



給付金請求時に、受取回数や期間を選択できます

有期年金(分割)で受取る期間	1年間の受取回数(ろうきんの場合)
5年以上20年以下の年単位で指定	年1回(12月)
	年2回(6月、12月)
	年3回(4月、8月、12月)
	年4回(3月、6月、9月、12月)
	年6回(偶数月)
	年12回(毎月)

* 運営管理機関が提示する運用商品に、終身年金支給が可能な商品が含まれている場合のみ、終身での受取りが可能です。
* 受取りの都度、給付手数料がかかります。

老齢給付金のほかに、「障害給付金」と「死亡一時金」の2種類の受取方法があります

- 障害給付金: 一定以上の障害の状態になった場合、75歳に達する日の前日(誕生日の2日前)までに運営管理機関に請求することにより受取ることができます。(※1)
- 死亡一時金: 加入者等が死亡したときは、その遺族に死亡一時金が支給されます。死亡一時金を受取ることができる遺族は配偶者を筆頭に順位が定められていますが、加入者等本人が亡くなる前に対象者の中から受取人を指定しておくこともできます。

▶ 給付によって課税方法が異なります

給付の種類	受取方法	課税方法
老齢給付金	年金	雑所得として課税(公的年金等控除適用)
	一時金	退職所得として課税(退職所得控除適用)
障害給付金	年金または一時金	非課税
死亡一時金	一時金	みなし相続財産として相続税の対象
(脱退一時金)	一時金	一時所得として課税

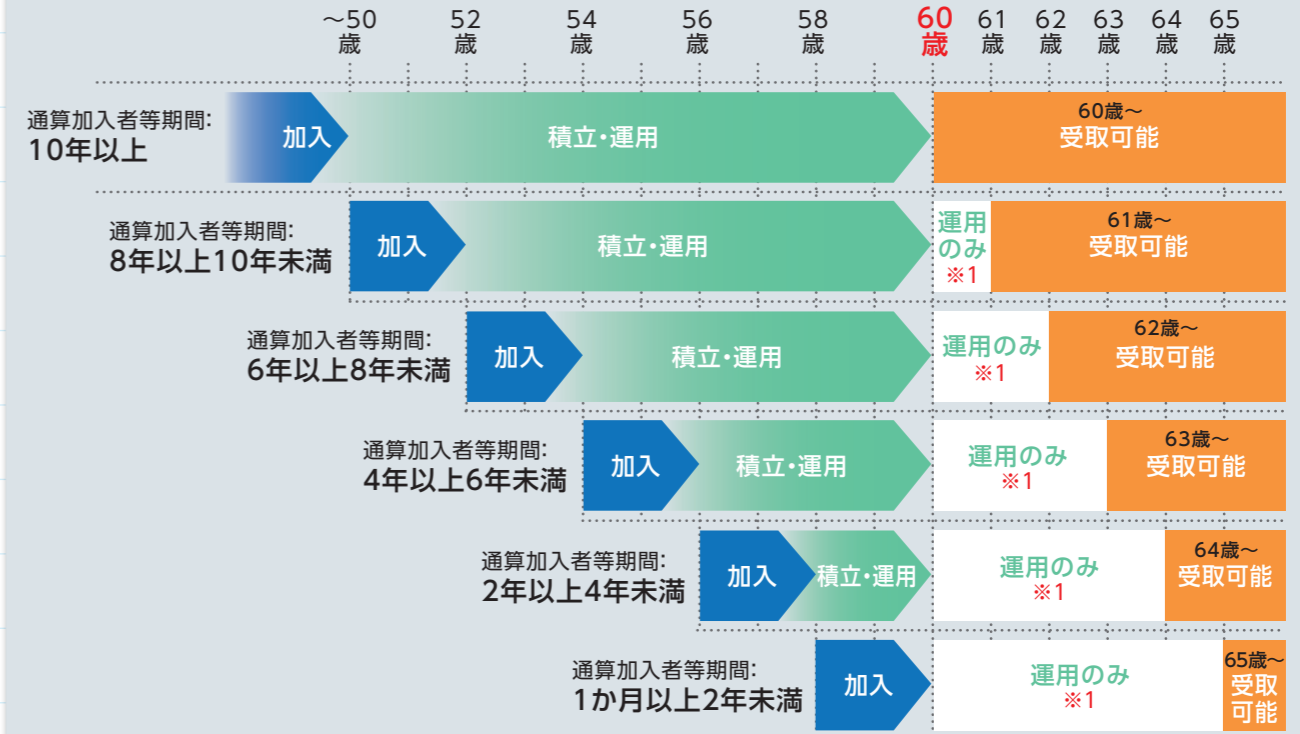
※1 2022年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(1952年4月2日生まれ以降)が対象です。

自動移換ってなに?

企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した方が、資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の翌月から起算して6か月以内に必要なお手続を行わなかった場合、確定拠出年金法の定めにより、ご自身の資産は売却・現金化されます。その資産は、新たに確定拠出年金制度(個人型または企業型)に加入している場合は、その確定拠出年金制度へ、加入していない場合は、国民年金基金連合会へ自動的に移換されます。ただし、他人の口座へ誤って移換してしまうことを防ぐため、新たに加入している確定拠出年金制度の基礎年金番号・

▶ 通算加入者等期間とは

年金資産の受給資格を得るために必要な期間のことを、通算加入者等期間といいます。60歳から老齢給付金(P10)を受取るには、10年間の通算加入者等期間が必要となります。10年に満たない場合は、下図のように通算加入者等期間に応じて受取可能年齢が定められています。受取可能年齢から75歳に達する日の前日(誕生日の2日前)までに、記録関連業務の運営管理機関(ろうきんの場合はJIS&T、P14参照)に対し受取りの手続きを行う必要があります。75歳を超えても受取りの手続きを行わなかった場合は、一時金として全額支給されることとなりますのでご注意ください。なお、60歳までに通算加入者等期間を有さない場合、個人型年金加入者となった日、その他の厚生労働省令で定める日から起算して5年を経過した日から受取可能になります。



※1 国民年金被保険者であれば、原則65歳未満の方は個人型確定拠出年金に加入できます(P7◆)。

通算加入者等期間に算入できる期間は以下のとおりです

- ①個人型および企業型確定拠出年金の加入者期間
 - ②個人型および企業型確定拠出年金の運用指図者期間(P7)
- 他の企業年金制度など(確定給付企業年金や厚生年金基金など)から確定拠出年金に移換した資産がある場合は、その移換資産の算出根拠となった期間(ただし60歳になった日の前日が属する月以前の期間に限る)も対象となります。
- 自動移換(ひとくちメモ参照)されている期間は、通算加入者等期間に含めることができません。



他の年金制度の年金資産を 個人型確定拠出年金へ移換できます。

転職してもそのまま継続できます。他の年金から移換もできます。



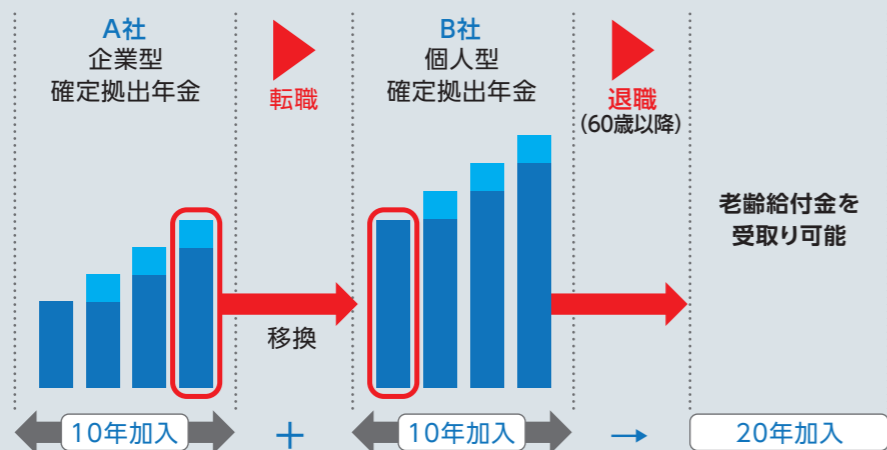
個人型確定拠出年金の掛金は 所得控除の対象です。

確定申告や年末調整で、所得控除の手続きをしましょう。



個人型確定拠出年金は、転職・離職時にも、個人の年金資産として持ち運び、加入し続けることができます。また、他の年金制度で保有していた年金資産を引継ぐこともできます。離職に伴う具体的な移換手続きについては、運営管理機関の問合せ窓口（コールセンターなど）にお問合せください。

▶ 企業型から個人型へ移換する場合のイメージ



▶ 移換可否の一覧表

	移換先			
	確定給付 企業年金	企業型 確定拠出年金	個人型 確定拠出年金	中小企業 退職金共済
移換前 確定給付 企業年金	○	※1 ○	※1 ○	※3 ○
移換前 企業型 確定拠出年金	○	○	○	※3 ○
移換前 個人型 確定拠出年金	○	○	—	×
移換前 中小企業 退職金共済	※2 ※3 ○	※2 ※3 ○	×	○

- ※1 確定給付企業年金から確定拠出年金への移換は、本人の申出により脱退一時金相当額を移換可能。また、終了(*)した確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への年金資産の移換が可能です。
* 在職中に加入していた企業年金制度が廃止され、新制度へ移行した場合など。
- ※2 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に資産の移換が可能。
- ※3 合併などの場合に限り移換が可能。



移換に関するくわしい手続き

他の年金制度から、個人型確定拠出年金に移換する手続きは、退職された元のお勤め先の厚生年金基金・確定給付企業年金の担当者にご確認ください。また、くわしい手続き内容の確認や依頼書などの取寄せについては運営管理機関の問合せ窓口（コールセンターなど）へお問合せください。

▶ 所得控除の手続き

所得控除の手続きは、掛金の払込みの方法や、お勤め先などによって異なります。

- 事業主払込み（給与から天引き）の場合
会社が給与から掛金を控除して源泉徴収税額を計算するため、個人での申告手続きは不要です。

- 口座振替の場合
所得控除を受けるには年1回のお手続きが必要ですので、下欄をご覧ください。



節税効果の実感

事業主払込みの場合、個人に対し還付という形で税金が戻ってくるわけではないので、税制優遇の効果が実感しにくいかもしれませんが、ろうきんのWEBサイトのシミュレーションツール (<https://rokin-ideco.com/setuzei/>) では、毎年どれぐらいの税制優遇の効果があるかを確認することができます。

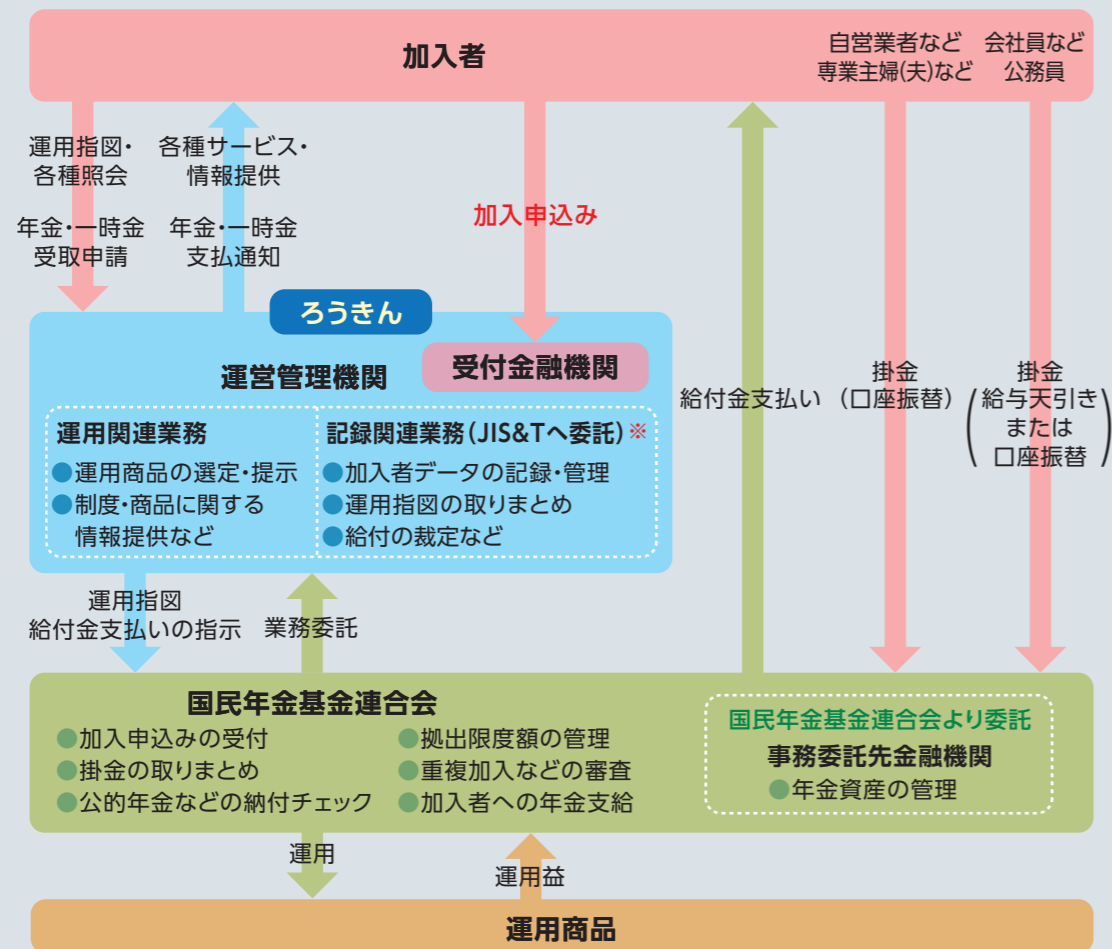
- ※ 初回の掛金引落しが10月～12月の方は「小規模企業共済等掛金払込証明書」(ハガキ)は引落日の翌月の発送となります。

ろうきんは運営管理機関として「みなさまの窓口」を担っています。

制度や商品の内容、必要なお手続きなど、お気軽にお問合せください。



▶個人型確定拠出年金の仕組み



ろうきん〈運営管理機関〉〈受付金融機関〉

個人型確定拠出年金は、主務大臣に登録した金融機関等が運営管理機関となります。加入者に代わってさまざまな業務を行う「代理人」のような役割を担っています。また、ろうきんは個人型確定拠出年金の加入申し込みの受付を行う受付金融機関でもあります。

※ ろうきんは、記録関連業務について日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 (略称:「JIS&T」) に委託しています。また、お客様の個人情報はJIS&Tにて管理しています。

国民年金基金連合会

自営業者などの老後の所得保障を充実させるためにできた国民年金基金の中央団体が国民年金基金連合会です。個人型確定拠出年金では、年金資産を管理・保全する機関として、年金規約の作成、掛金の管理などの業務を行います。また、運営管理機関の指示で運用商品を提供する金融機関に資産を振付けます。(これら業務の一部は「事務委託先金融機関」に委託しています。)

運用商品を提供する金融機関

ろうきんをはじめ、証券会社、銀行、信用金庫、保険会社、ゆうちょ銀行などの金融機関が、個人型確定拠出年金の運用商品を提供します。その中からお客様が運用するのに適した商品を運営管理機関が選定し、お客様にご案内します。

商品とリスクについて

運用商品には どんなリスクがあるの？

個人型確定拠出年金の最大の特徴の一つは、自分で運用商品を組合せて資産運用を行うことです。ここでは、資産運用にまつわるさまざまなリスクをご説明します。



インフレに運用利回りが追いつかないと お金の価値が下がります。

インフレとは物価が上昇すること。これまで買ったものが同じ値段で買えなくなります。

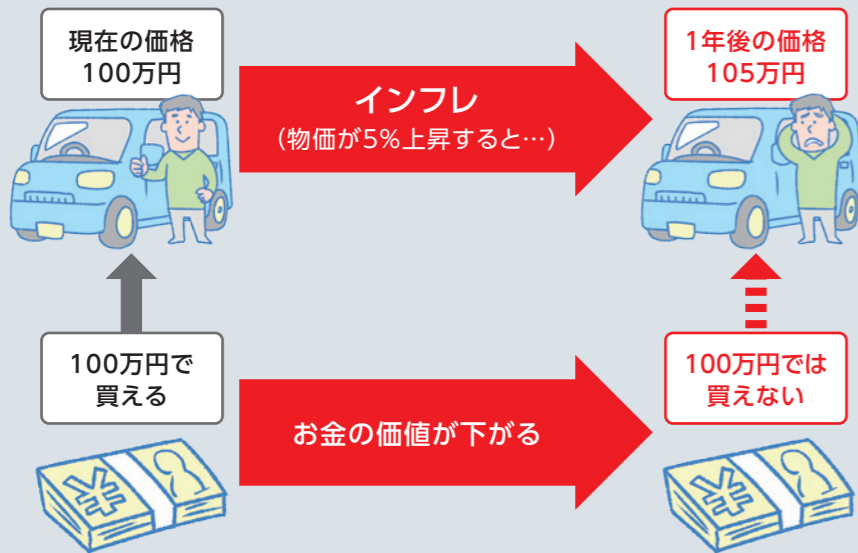


リスクとリターンの 意味とその関係を理解しましょう。

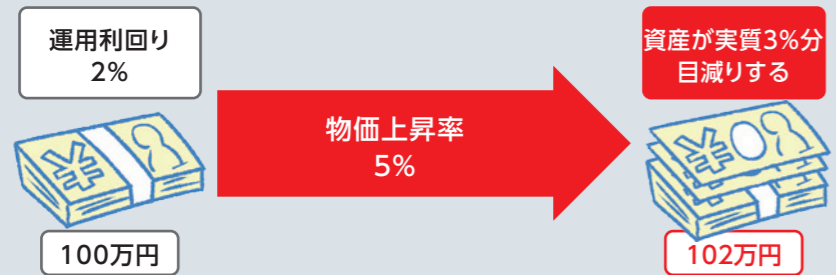
「リスク」と「リターン」の大きさは商品によって異なります。



▶インフレリスクとは



インフレ(物価の上昇)でお金の実質的な価値が減少するリスクを、「インフレリスク」といいます。
左図のように、今100万円で購入できるものが、1年後にはインフレで値上がりして買えなくなってしまうかもしれません。



物価の上昇率が金融商品の運用利回りを上回ると、実質的なお金の価値が下がってしまいます。
左図のように物価が1年で5%上がったなら、運用するお金も年5%の利息や運用益が出なければ、実質的にはお金の価値が下がってしまいます。

たとえば物価が1年で5%上がるとき、運用するお金も年5%以上の運用利回りを目指すことが必要になります。定期預金など元本確保型の金融商品に預けておくだけでなく、投資信託なども併せた資産配分も考えましょう。

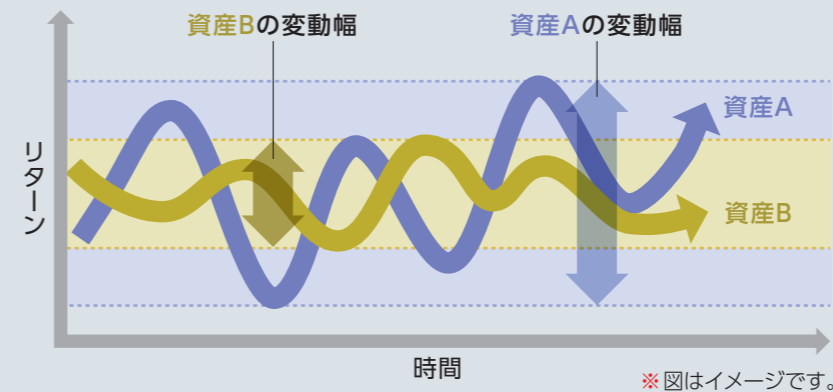


デフレとインフレ

インフレの反対で物価が下がることをデフレといいます。日本では、長らくデフレが続いていましたが、最近では食品や日用品などの身近な商品も値上げが行われるようになったことを考えると、インフレによりお金の価値が下がることに備える必要があります。

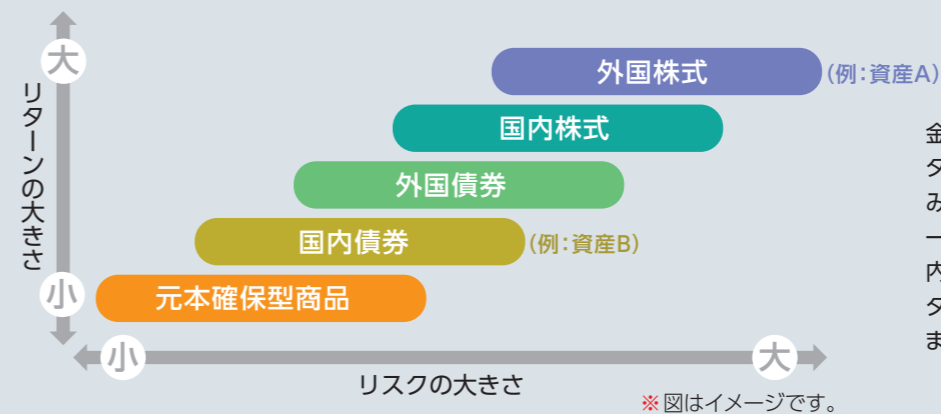
「投資」とは、長い年月をかけて積極的にお金をふやそうとする運用方法ですが、そこにはさまざまなリスクが伴います。「リスク」というと「損をする・危ない」といったイメージで受けとめがちですが、資産運用のうえでの「リスク」は「不確実なこと・変動幅」として使われます。また、「リターン」とは運用によって得られる収益のことをいいます。

▶リスクとリターンの関係



一般的にリスクとリターンの大きさは比例します。
債券などは変動が小さく収益性が低いので「ローリスク・ローリターン」の商品といえます。
株式などはさまざまな要因に左右されやすい一方、収益性が高いため「ハイリスク・ハイリターン」の商品といえます。

▶金融商品ごとの比較



金融商品の性格でリスクとリターンの大きさをイメージしてみましょう。
一般的に債券よりも株式が、国内よりも外国の方がリスクとリターンが大きいといわれています。



バランスが取れた資産運用

経済活動が活発になると株式に資金が流入して株価は上昇しますが、経済活動が停滞すると株式から資金が流出し、リスクが相対的に低い債券に資金が流入します。そのため、一般的に債券と株式は価格変動が連動しないといわれています。運用商品のリスクの大きさや商品ごとの特性を知ること、バランスのとれた資産運用ができます。

定期預金は元本確保型商品です。

安全性を第一に選択するなら、元本確保型商品です。



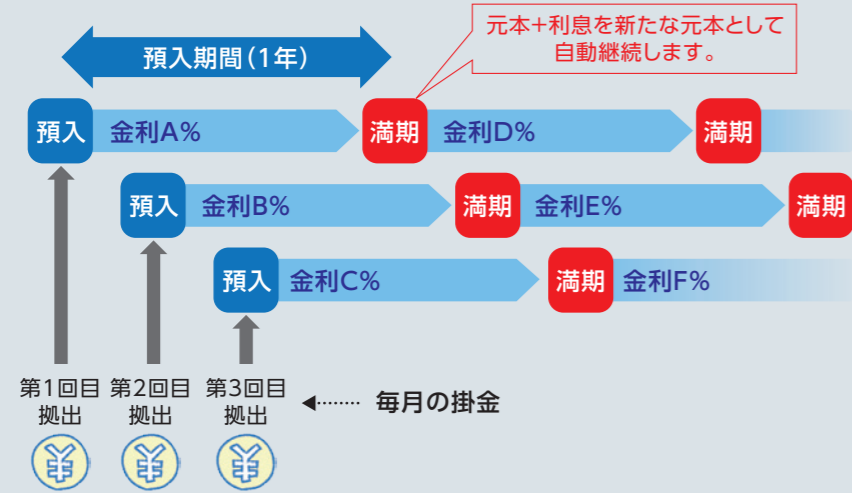
株式は、企業の業績や需要と供給などにより価格が変動します。

ほかにも景気、金利や為替、経済政策、国際情勢などの影響を受けます。



元本確保型商品とは、あらかじめ定められた満期があり、満期時に元本と利息を受取ることができる商品です。原則、元本が保証される運用商品であり、預入れた資産に所定の利息が上乘せられます。代表的な商品に定期預金があります。

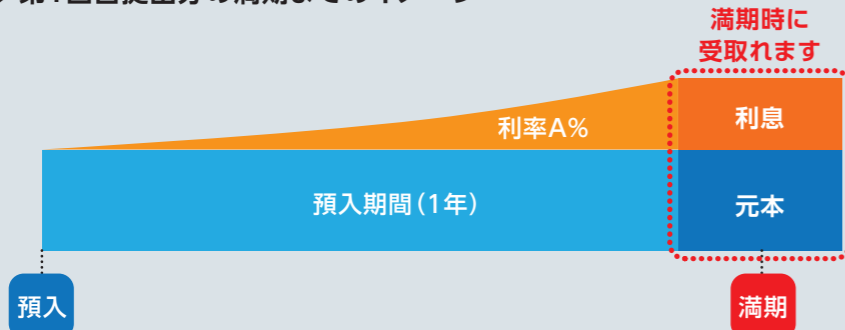
▶定期預金の積立イメージ(毎月掛金を拠出し、満期1年の商品に預入した場合)



掛金を拠出する都度、定期預金へ預入します

定期預金は金利の見直しが行われるため、預入日によって適用金利が異なります。満期を迎えると元本+利息を新たな元本として自動継続し、再預入日の金利が適用されます。

▶第1回目拠出分の満期までのイメージ



定期預金は満期時に元本+利息を受取れる商品です。

元本確保型商品の主なリスク

信用リスク

金融商品を発行している国や企業等の財務状況が悪化し、破たんした場合などのリスクです。破たんすると元本確保型の商品でも元本割れする可能性があります。

インフレリスク

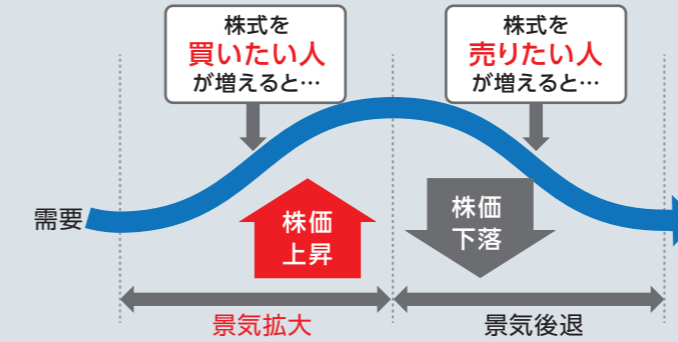
物価の上昇率が金融商品の運用利回りを上回り、お金の価値が下がってしまうリスクです。元本確保型商品は、大きなリスクがない分リターンが小さいので、インフレに転じると実質的にお金の価値が下がってしまいます。

預金保険制度

運用商品のうち定期預金などは、提供する金融機関が破たんしても1人1金融機関について元本1,000万円とその利息が保護されます。同じ金融機関で個人型確定拠出年金のほかにも定期預金を預けている場合は、それらを合算した額が保護されます。

株式は、企業が資金を集めるときに発行する証券のことで、景気や金利の影響を受けやすいものです。一般的に、景気が回復すると株価は上がり、景気が後退すると株価は下がります。

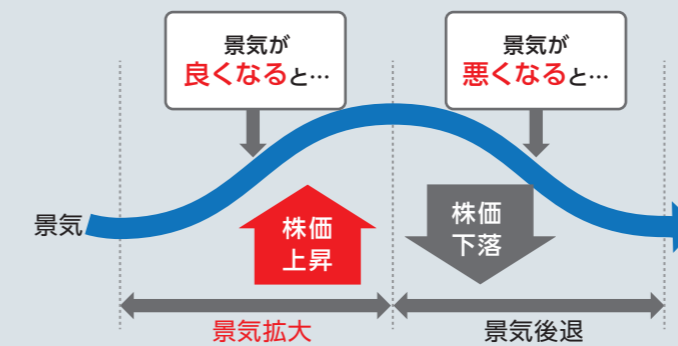
▶株価と需給の関係



株価は「企業の業績」と「需要と供給」で大きく変動

- 企業の業績が好調であれば、その分株主への分配が増え、企業価値も上昇すると期待されるため、一般的に株価は上がります。
- 株価はモノやサービスの値段のように「需要と供給」で決まります。株式を買い増えたい人が売りたい人よりも多いと株価は上がり、売りたい人が買い増えたい人よりも多いと株価は下がります。

▶株式の値動きと景気の関係



株価に影響を与える景気の動き

- 景気とは、経済活動全般の動向を意味しています。経済の勢いが活発なことを「好景気」、その逆を「不景気」と言います。
- 一般に、景気が良くなると企業の業績への期待が高まり、株式を買い増えたい人が増えるので株価が上がる要因となります。
- それとは反対に、景気が悪くなると企業の業績にあまり期待できないので、株式を売りたい人が増え、株価が下がる要因となります。

株式の主なリスク

価格変動リスク

経済情勢や個々の会社の業績などにより、金融商品の価格が変動するリスクです。

株価は常に変動するんだね

ニュースや新聞をこまめにチェックしたいわね

株価の変動

株価は、モノの値段と同じように、需要と供給のバランスで決まります。企業の業績や、景気や金利、政治動向など、様々な要因によって、株価は上昇・下落を繰り返しています。常に右肩上がりでも上昇していくものではない、ということを理解しておきましょう。

金利が上昇すると 債券の価格は下落します。

債券価格は金利のほかに、景気や物価、需給関係などにも影響を受けます。



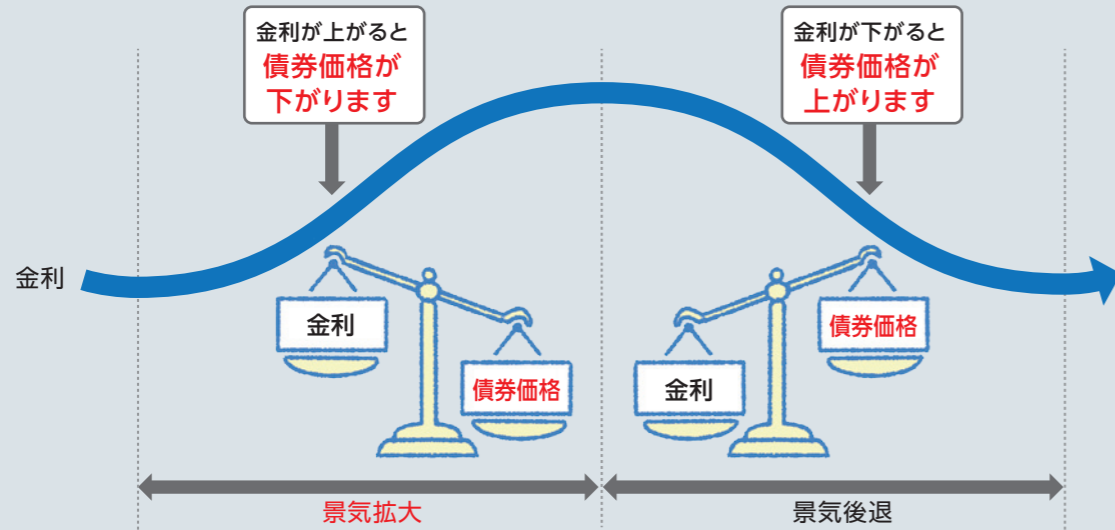
外国の株式や債券の 為替変動リスクを把握しましょう。

「円高」「円安」とは、他国の通貨に対する「円の価値」が上下することです。



債券とは、国や企業、地方自治体などが、投資家からお金を調達するために発行するものです。国が発行する「国債」や、企業が発行する「社債」などがあります。

▶金利と債券の値動き



債券価格と金利の動きは正反対

- 債券の価格は市場金利の動きに左右されます。
- 一般に発行時よりも金利が上がると、債券価格は下がります。反対に発行時よりも金利が下がると、債券価格は上がります。まるで、てんびんのように債券価格と金利は逆の動きをします。

金利は金融政策によって変動

- 各国の中央銀行（日本でいう日本銀行）は、金利の引上げや引下げを行うことで目標の金利水準に誘導し、景気を調整したり、物価安定を図ったりしています。
- 景気が悪いときには金利を引下げること、企業の設備投資や個人消費を促します。反対に、景気が好調で過熱しているときには金利を上げます。

債券の主なリスク

金利変動リスク

将来の金利の変動により、金融商品の価格が変動するリスクです。

信用リスク (P18)

債券の発行元の財務状況が悪化し、破たんした場合などのリスクです。

債券は市場金利に左右されるのか



債券のリスクは比較的低いのね

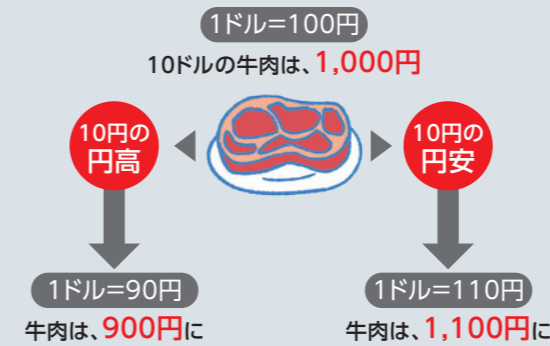


外国の株式や債券を「外国資産」、外貨で運用する商品を「外貨建て商品」といいます。円を外貨に交換して運用するため、各商品の性質やリスクに加えて、為替相場の変動によるリスクがあります。

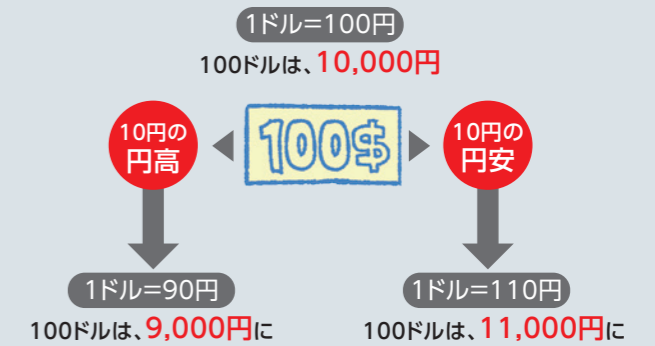
▶為替変動リスク

為替変動リスクとは円安・円高といった為替相場の変動によって生じるリスクです。

たとえば、10ドルの輸入牛肉では…



たとえば、100ドルでは…



円高・円安とは、円の価値が外国通貨に対して上下すること

- 日本円と米ドルなど、2つの国の通貨を交換することを「(外国) 為替」といいます。また、たとえば「1ドル=100円」のように通貨と交換する比率を「為替レート」といいます。
- たとえば、日本円と米ドルで「1ドルを何円で交換できるか」と考えたときに「1ドル=100円」よりも「1ドル=90円」になると、1ドルを交換する日本円は10円少なく済みます(日本円の価値が高くなる)。これを「円高(ドル安)」といいます。
- 反対に、「1ドル=110円」となると、1ドルを交換する日本円が10円分多く必要になります(日本円の価値が低くなる)。これを「円安(ドル高)」といいます。

外国資産で運用するときのポイントは「日本円だといくらなのか」

- 外国資産が現在日本円でいくらなのか、自分の資産について確認するには「資産評価額」(P23)をチェックします。円高になると、投資対象の国の通貨の価値が下がるため、資産評価額は下がります。円安になると、投資対象の通貨の価値が上がるので、資産評価額は上がることになります。
- 保有している商品の投資対象国や地域の通貨の動きに注意が必要です。

為替の動きはどうしたらわかるのかな



新聞などで情報収集するのも大切ね



日本銀行

日本銀行は、わが国の中央銀行として、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資するため、通貨及び金融の調節を行っています。このための長短金利の誘導や資産の買入れ等のオペレーションを金融政策といいます。

カントリーリスクとは？

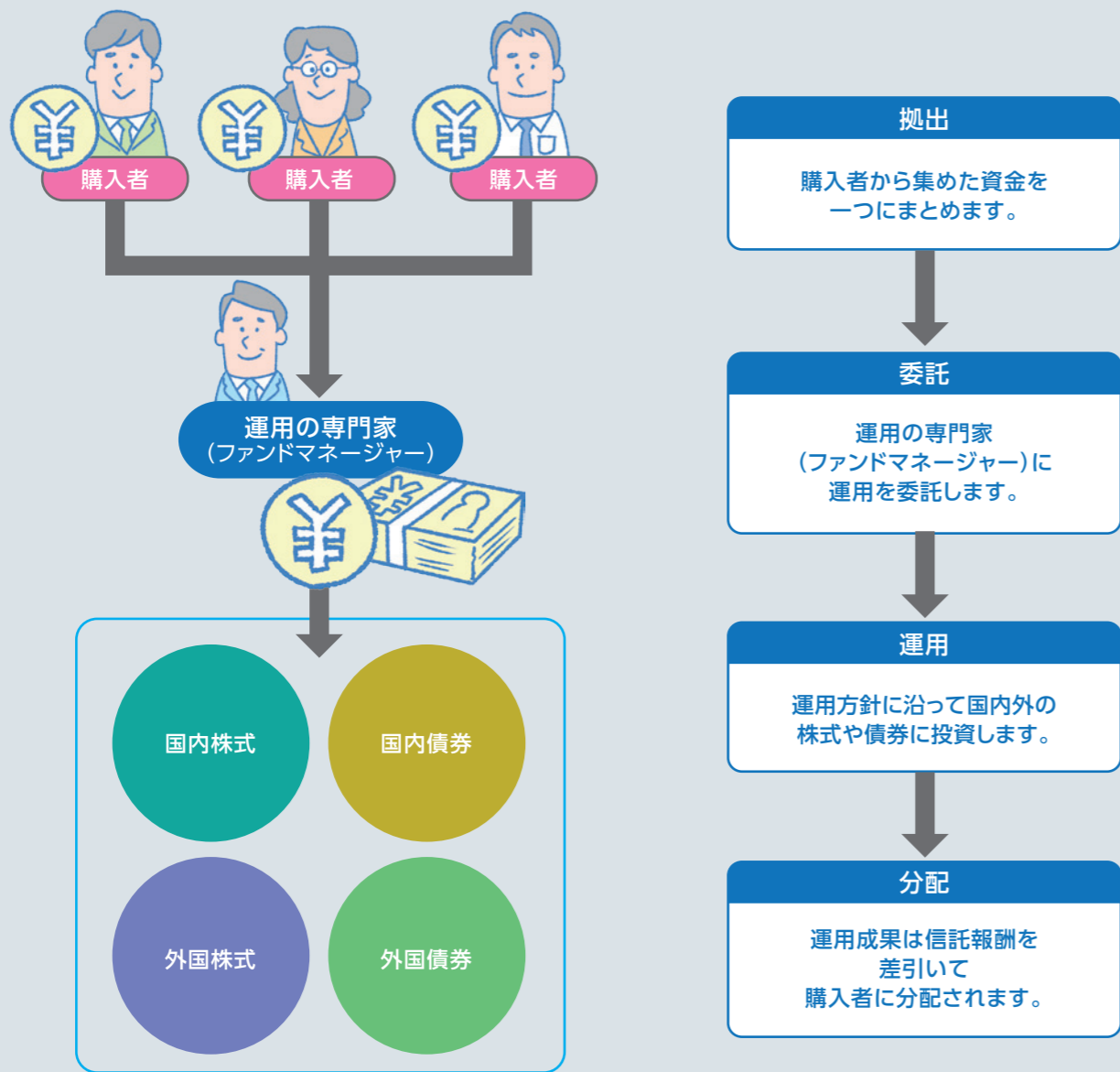
海外の金融商品に投資する際に、対象国の政治・経済・社会環境が変化するために生じるリスクを「カントリーリスク」といいます。たとえば開発途上国には成長著しい面がある一方、未成熟な面もあるので注意が必要です。幅広い情報を把握しておきましょう。

投資信託は、株式や債券での運用を専門家に任せる商品です。

専門家に運用を任せても必ず資産がふえるわけではなく、元本を下回るリスクがあります。

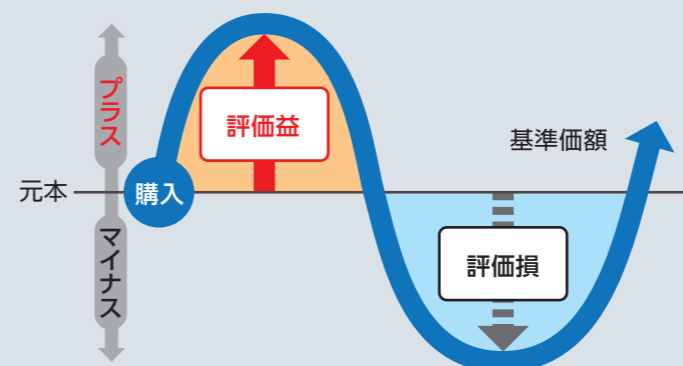


▶ 投資信託の仕組み



投資信託に組入れている資産(株式や債券など)の価値が上下することによって運用成果(リターン)が変動します。

▶ 運用成果の見方



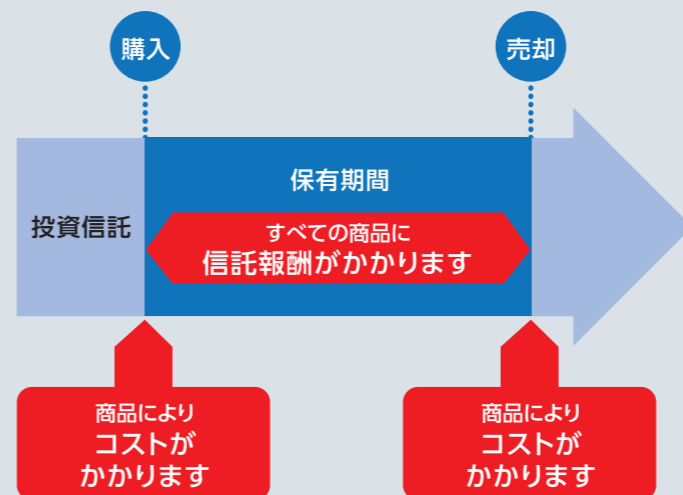
投資信託の価格は「基準価額」で表されます

- 毎日計算される投資信託の時価を、「基準価額」といいます。購入時よりも基準価額が上がるとリターンはプラス(評価益)、下がるとリターンはマイナス(評価損)となります。
- 投資信託の購入、売却や保有状況は「口数(くちすう)」で管理されます。通常1万口あたりの価格で基準価額が表示されます。

保有資産を時価評価した価額のことを「資産評価額」といいます

「資産評価額」とは、今保有している資産にどれだけの価値があるのかを表したものです。投資信託においては、保有している商品の「基準価額」と「口数」によって計算されます。

▶ 投資信託のコスト



保有期間中にかかるコスト「信託報酬」

- 信託報酬とは、すべての商品に設定されている、運用や管理のためのコストです。
- 資産全体の残高から一定の割合で日々差引かれるため、購入者が改めて支払う必要はありません。
- 信託報酬が差引かれた後の価格が基準価額です。

購入時・売却時にかかるコスト

- 購入時・売却時のコスト*は、すべての商品に設定されているわけではありません。商品によって取扱いが異なります。
- 商品の売買金額は、基準価額からコストを差し引いて計算されます。

*「申込手数料」、「信託財産留保額」、「解約手数料」などが該当します。



パッシブ運用とアクティブ運用とは

投資信託では運用の目標とする指標(ベンチマーク)を定めています。その目標に対するリターンの考え方によって運用方法は「パッシブ運用」と「アクティブ運用」の2つに分かれます。

パッシブ運用とは「市場は正しく株式を評価している(効率的市場仮説)」ことを前提に、目標とする指数(日経平均株価・TOPIX・MSCIなど)と同じリターンを目指す運用タイプです。

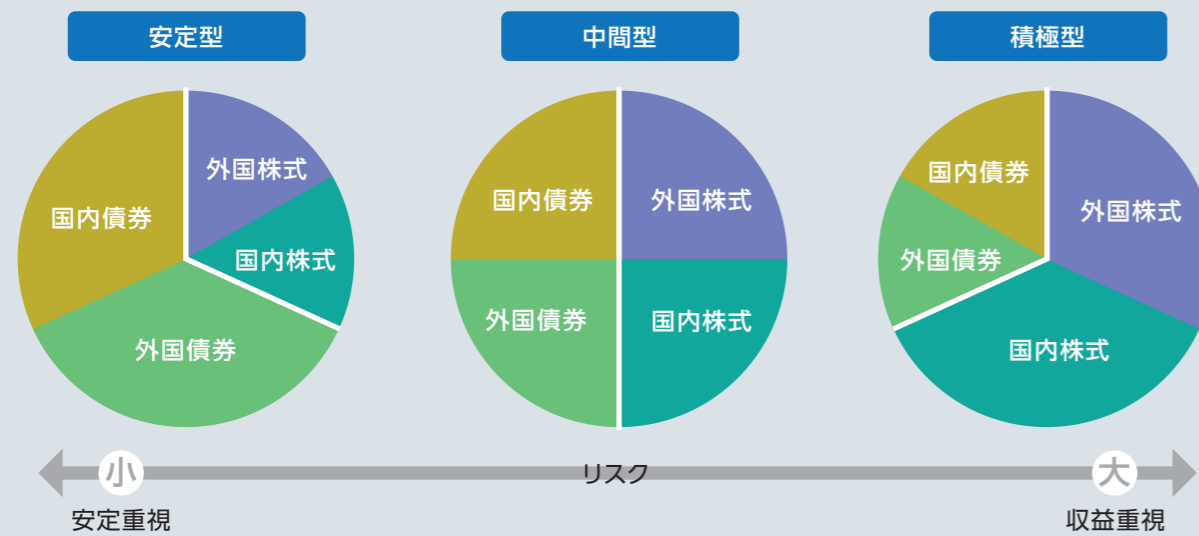
一方、アクティブ運用とは、ベンチマークを上回るリターンを目指す運用タイプで、割安と判断した銘柄や将来成長が期待できる銘柄に投資します。しかし、アクティブ運用であっても、必ずしもパッシブ運用を上回るリターンが約束されているわけではありません。

異なる資産を組合せて運用する バランス型投資信託があります。

組入れる資産の割合によって、リスクの大きさが変わります。



1つの商品のなかで複数の異なる資産を組合せて運用するタイプの投資信託を「バランス型」といいます。バランス型商品の中には、「積極型」「中間型」「安定型」など、株式の配分割合が異なるタイプが用意されており、ご自身のリスク許容度(P29)に合わせて選択できます。1つの商品の中ですでに分散投資(P26)が行われているので、リスクの分散が図れます。



※上記の配分は一例であり、必ずしもこのような配分で運用するわけではありません。

バランス型投資信託は運用会社が資産配分を調整

バランス型投資信託の大きな特徴は、1つの投資信託で分散投資が実現できることです。商品の投資方針によって、運用する資産の配分が定められており、保有している間に市場が動いても、運用会社が資産の配分を保つように調整しています。便利な商品ではありますが、自分で調整する場合に比べて相対的に運用内容が見えにくい点、専門家に任せる領域が多い分、信託報酬が高い傾向にある点などがデメリットとしてあげられます。



株価指数(インデックス)とは

株式市場全体としての動きを表す指標を株価指数(インデックス)といいます。主な国内の株価指数としては、日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)のような種類があります。

投資について

リスクと上手に 付き合っていくには?

資産運用とリスクは切っても切れない関係です。

個人型確定拠出年金の資産運用は長期にわたりますが、その間ずっとリスクと上手に付き合っていかなければなりません。

リスクを抑えた運用手法を知り、
自分の運用スタイルを把握したうえで
資産運用に取組みましょう。



分散投資で リスクをコントロールしましょう。

リスクを抑えるために、複数の運用商品に分散して運用しましょう。

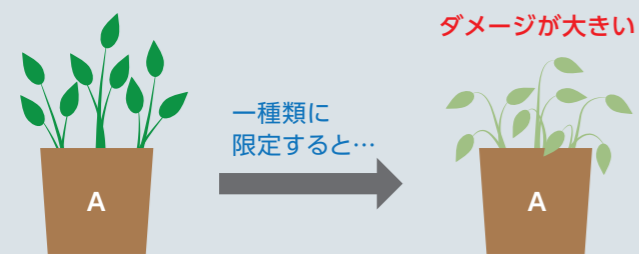


長期間運用することで リスクを抑える効果が得られます。

得た収益がさらに収益を生む複利効果も期待できます。

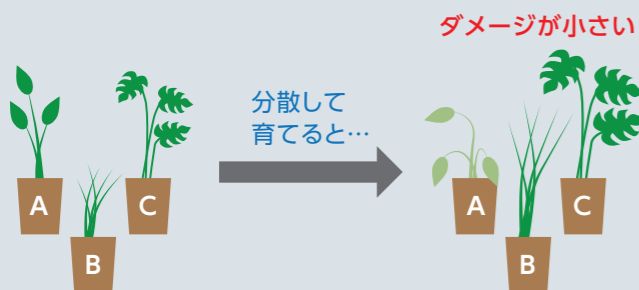


▶分散投資によるリスク低減のイメージ



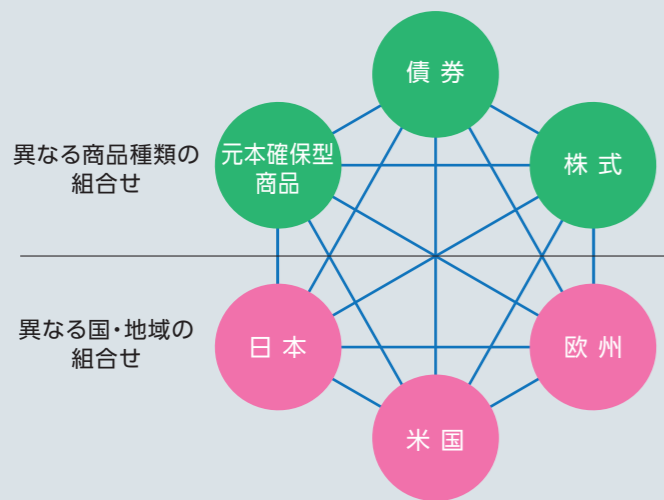
1つの商品に集中して運用すると 下落したときのダメージが大きい

投資する商品を一種類に限定すると、運用リスクが大きくなるということに留意しましょう。1つの商品に集中して投資すると、その商品に影響を与える要因の動きだけが損益のすべてとなるといえます。運用がうまくいかなかった場合には大きなダメージを受けてしまうことになります。



複数の商品に分散して運用すると リスクの低減が図れる

- 投資対象や時間を分けて運用することで、リスクを低減させながら収益をめざすことを、「分散投資」といいます。
- 投資対象を選ぶときは、値動きの異なる商品を組合せるのがポイントです。ある商品の運用が不調でも他の商品がカバーし、資産全体のリスクを抑えることができるからです。



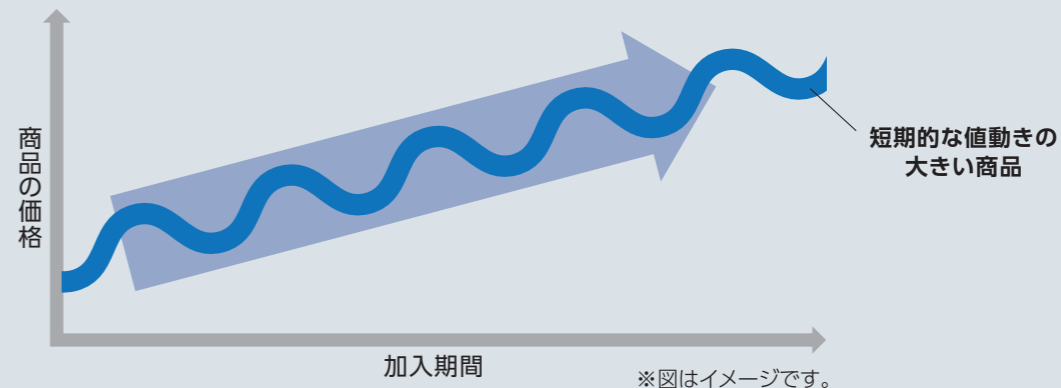
分散投資の選択

投資する商品の「種類を分散」する方法や、投資対象商品の「国を分散」する方法があります。タイプの異なる商品を組合せることで、より効果的な分散投資が可能になります。

どれを選ぶか迷うところだな



いろんな種類を組合せた方がよさそうね



個人型確定拠出年金に加入すると、加入年齢にもよりますが年金受取時まで長い期間をかけて資産運用を続けます。長期間運用することによるメリットを把握しておきましょう。

長期間運用することでリスクを小さく抑えられます

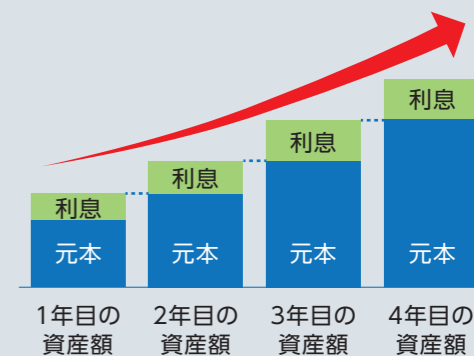
金融市場はさまざまな要因によって商品（資産）価格が大きく変動することがあります。日々の市場の変化を受けて、そのつど購入や売却を繰り返すとコストがかかりますし、市場の先行きの見通しは難しいものです。上の図のように、短期的な値動きの大きい商品であっても長期間運用を行うことにより、価格変動リスクを抑え比較的安定したリターンが期待できます。個人型確定拠出年金は、原則として60歳まで引出すことができないため、多くの方が長期にわたる資産運用を行うこととなります。受取開始までの時間を強みとして、リスクを小さく抑えられます。

※ 受取開始時期は60歳から75歳に達するまでの間で選択できます。

複利運用とは

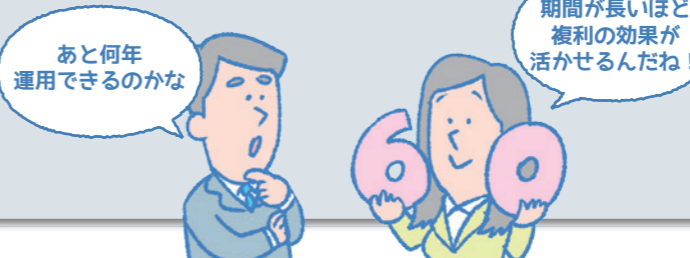
運用して得た利益を、元本に加えながら運用していくことを「複利運用」といいます。

たとえば、定期預金などの預貯金を複利運用した場合、「もともとの元本とそれについての利息を合わせた総額」を次の元本として利息を計算するので、運用期間が長くなるほど、資産のふえ方が大きくなっていきます。図のように、積立期間が長くなるほど金額の傾きが急になっていきます。時間を経ていくにつれて複利効果が大きくなっていることが分かります。



※ 年金積立金は特別法人税（年1.173%）の対象となりますが、現在課税停止中です。（発行日現在）

あと何年運用できるのかな



期間が長いほど複利の効果が活かせるんだね！

利益確定・損切りとは

ある株式商品を保有しているとして、株価が将来に向け絶対に上がっていくとはいえません。一定の満足のいく利益があがったら、安全資産に移すことができます。これを利益確定といいます。また、株価が下がり、それ以上悪化しないよう別の商品へ移す判断が必要になることもあります。これを損切りといいます。株価の変化に一喜一憂するのはよくありませんが、変動状況を冷静に分析するよう心掛けましょう。

分散投資の目的

値動きなどの性質が似た商品を何種類も持っていたとしても、分散投資とはいえません。分散投資の目的は、ある商品の運用がマイナスでも他の商品がプラスの収益を生み、資産運用がトータルではプラスに向かっていくことにあります。

定期的な積立投資には運用を安定させる効果が期待できます。

投資信託の価格変動リスクを小さくする手法として、「ドルコスト平均法」があります。



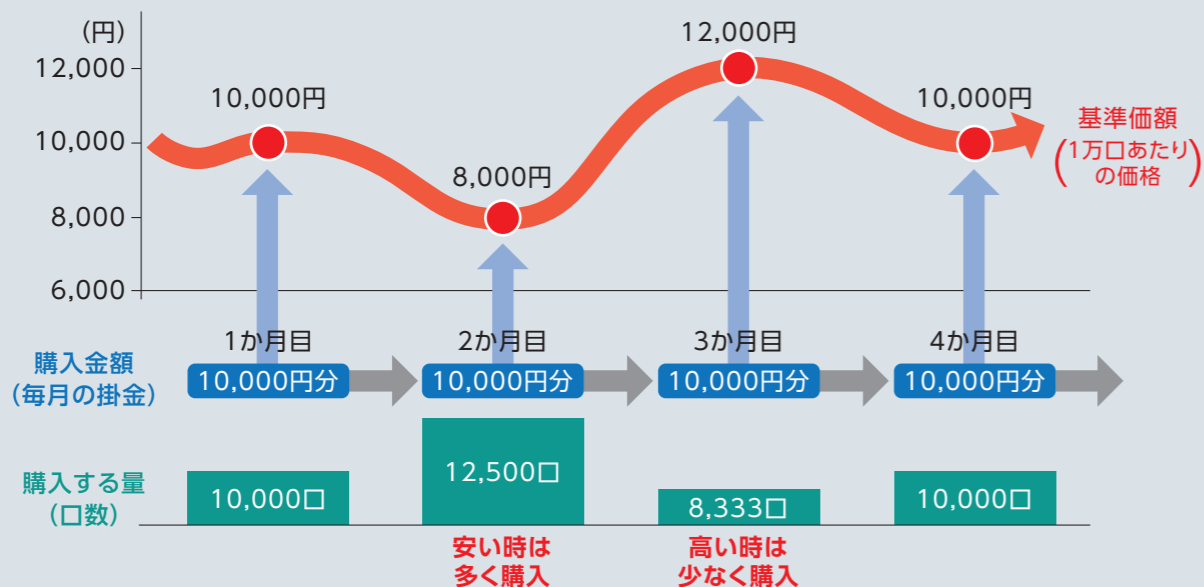
リスクの許容度は人によってさまざまです。

自分のリスク許容度や、保有資産全体のバランスを把握しておきましょう。



▶ドルコスト平均法の例(毎月10,000円分商品を購入した場合)

投資信託で運用する場合に、市場の動きに関わらず、運用を安定させていく手法をご紹介します。



購入金額 計40,000円 ÷ 購入口数 計40,833口 = 平均購入単価9,796円

ドルコスト平均法とは定期的に一定の金額を継続して投資していく運用方法です

値動きのある金融商品をいつ購入していつ売却するか、その判断はプロの投資家でも頭を悩ませます。そのような場合には、一時にまとめて購入するのではなく、時価の変動にかかわらず毎月一定の日に一定の金額分を購入する手法が取られます。この手法をドルコスト平均法といいます。ドルコスト平均法なら複数回に分けて購入することで、購入単価を平準化することができる分、収益を確保するチャンスが増えるといわれています。投資期間が長くなれば、一時的な損失発生リスクを軽減させる効果が期待できます。

確定拠出年金の資産運用でドルコスト平均法を実践できます

確定拠出年金では、毎月決まった日に決まった掛金で決まった商品を継続して購入していくことができるので、ドルコスト平均法に則した積立投資を行うことができます。毎月の市場の動きを気にしなくても、リスクを抑えた積立投資ができます。

※毎月定額拠出のほか、月毎に掛金の拠出を設定することも可能です。

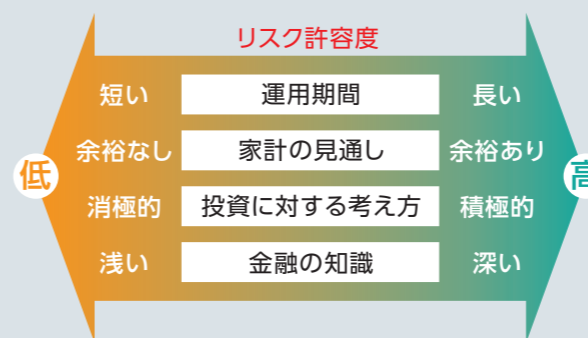
※購入時期を分散(ドルコスト平均法を実践)しても金融市場の環境の変化により平均購入単価が一括買付した場合より高くなる場合もあります。



恐怖と欲に勝つ!ドルコスト平均法

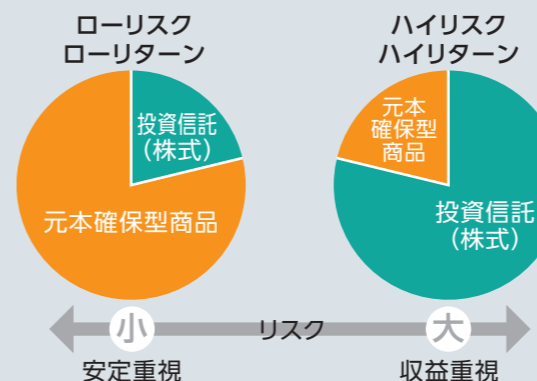
投資行動には投資家の心理状況が影響します。商品が値下がりしている局面では、まだ下がって損をするかもしれないという恐怖から購入できず、せっかくの安値を逃してしまいます。一方で、商品が値上がりしている局面では、もっと上がって儲かるはずだという欲から、高値でも購入してしまうのです。その点、ドルコスト平均法は定期的に一定の金額分を購入することで、「これ以上損したくない」「もっと儲けたい」という恐怖や欲にとらわれることなく、合理的な投資行動が可能になるといえます。

リスク許容度とは、「金融商品の値動きの大きさ(リスク)を受入れられる度合い」のことです。自分のリスク許容度を把握したうえで商品を選択し、資産を配分していきましょう。



たとえば…

- 年齢が低い=運用期間が長い=大きなマイナスが発生しても取戻せるチャンスがある=リスク許容度は高い
- 年齢が高い=運用期間が短い=大きなマイナスが発生したら取戻せるチャンスが少ない=リスク許容度は低い
- 教育費や住宅費など大きな出費が想定される=家計の見通しに余裕がない=リスク許容度は低い
- ハイリスク商品に対して抵抗感がある・金融商品についてあまり詳しくない=リスク許容度は低い



リスク許容度は年齢や保有資産の状況などによって一人ひとり異なります

- リスク許容度が高い人は株式の比率を高めるなど、より積極的な運用が可能です。
- リスク許容度が低い人は元本確保型商品や債券の比率を高めるなど、リスクを抑えた運用を検討しましょう。

個人型確定拠出年金の年金資産の内訳だけではなく、他の資産も含めた保有資産全体のバランスを把握することが大切です

個人型確定拠出年金の年金資産が、現在ご自身が保有している資産全体のうちどれくらいの割合を占めているのか、また、保有資産全体で考えた場合のリスク商品の占める割合は適切なのかなどを考慮したうえで、運用商品を決めることも大切です。年金資産の運用を始めるにあたって、ご自身の保有資産全体を改めて把握しましょう。

セカンドライフの資金全体を意識しましょう

セカンドライフの資金には、公的年金をはじめ、退職金や企業年金、自助努力としての個人型確定拠出年金、定期預金、財産形成貯蓄(財形)、投資信託などがあります。将来の生活スタイルを意識しながら、保有している資産をトータルに考えた資産形成に取り組みましょう。

あなたはどのような配分で運用しますか? つぎのページで診断してみましょう!

リスクの語源

投資の世界ではリスクは「不確実性」と定義され、プラスにもマイナスにもなり得ることを意味します。語源はラテン語のrisicare「勇気をもって試みる」であるといわれています。それから派生した英語 risk も、動詞としては同じ意味を持っています。



あなたのリスク許容度にあった 資産配分を考えてみましょう!

5つの設問に答えて、あなたのポイントを算出してみましょう。

あなたの現在の状況と投資に関する考え方に基 づいて、資産配分のスタイルを診断してみましょう。

Q1 積立期間は何年ですか?

- A ① 5年未満 **3P**
- ② 5年から10年ある **5P**
- ③ 10年から20年ある **10P**
- ④ 20年から30年ある **15P**
- ⑤ 30年以上ある **18P**



Q1のポイント

Q2 世帯全体でどれくらい年収がありますか?

- A ① 300万円未満 **1P**
- ② 300万円以上400万円未満 **2P**
- ③ 400万円以上600万円未満 **3P**
- ④ 600万円以上800万円未満 **5P**
- ⑤ 800万円以上 **7P**



Q2のポイント

Q3 世帯全体でどれくらい金融資産がありますか?

- A ① 1か月分の生活費未満 **0P**
- ② 2か月～半年分程度の生活費 **1P**
- ③ 半年から1年分程度の生活費 **3P**
- ④ 1年以上の生活費 **5P**



Q3のポイント

Q4 資産運用について熱心に学んでいますか?

- A ① 今まで、あまり興味がなく情報収集をしたことがない **0P**
- ② 新聞のマネー欄にたまに目を通す程度である **1P**
- ③ 定期的にマネー雑誌やインターネット記事を読み、資産運用について検討している **3P**
- ④ リスク資産への投資経験があり、投資全般の知識がある **5P**



Q4のポイント

Q5 資産運用のリスクをどのように考えていますか?

- A ① とにかく元本割れは嫌だ **※**
- ② 元本割れの可能性が低ければ、リスクのある商品にも少し投資してもいい **1P**
- ③ リターンのためには、多少のリスクは許容すべきだと考える **3P**
- ④ 高いリターンのためには、大きな値下がりがリスクもいとわない **5P**



Q5のポイント

Q1～Q5の合計は何ポイントでしたか?

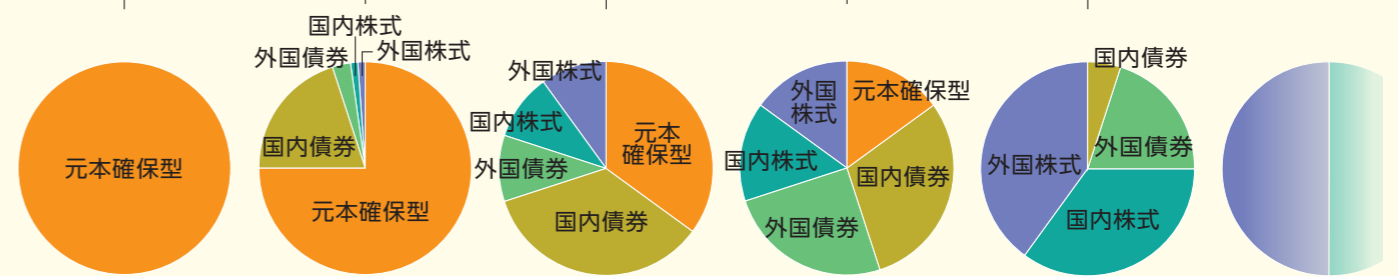
あなたのポイント合計

※ Q5で①を選択した場合は、他の設問での獲得ポイントに関わらず0ポイントとなります。

0ポイント

20ポイント

40ポイント



低い

リスク

高い

* 上記の資産配分は参考例であり、特定の運用方法を推奨するものではありません。最終的な判断はお客様ご自身で行っていただきます。

監修: (株)TIM Consulting

運用期間中も定期的に運用状況をチェックしましょう。

運用商品の選択や配分は、必要に応じて変更できます。



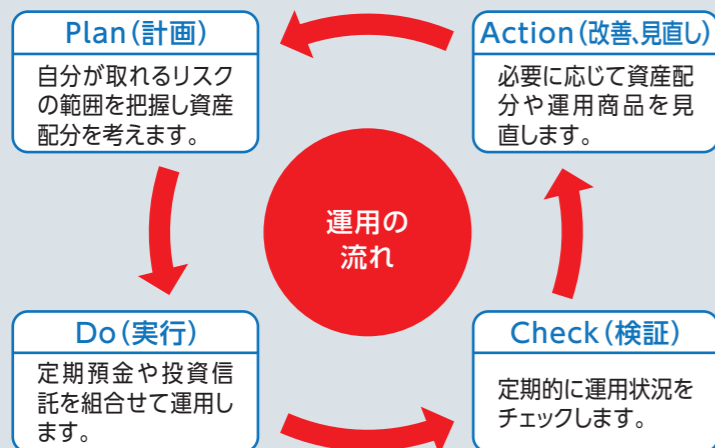
運用する商品や、掛金の配分は必要な時に見直すことができます。

変更手続きは運営管理機関(JIS&T)のWEBサイトやコールセンターで行うことができます。



運用商品の選択や配分の割合は、リスク許容度(P29)や、ライフステージの変化、資産の運用状況によって見直すことが重要です。

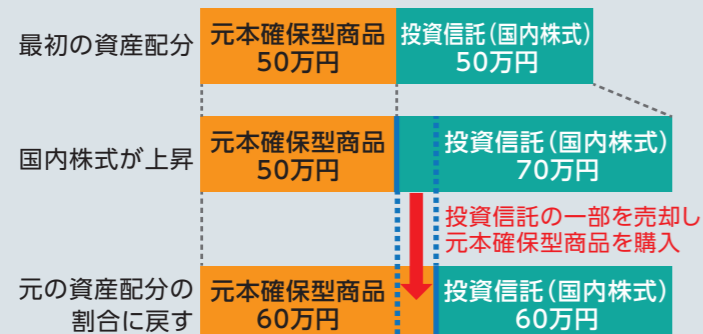
▶資産配分のメンテナンスのサイクル



PDCAサイクルで、資産配分をメンテナンスしましょう

資産運用においては、大きく4つのステップで考えていくのがよいでしょう。「Plan (計画)」を立て、それに基づいて「Do (実行)」し、成果を「Check (検証)」、そして「Action (改善、見直し)」する…運用期間中はこのサイクルを意識し、定期的実践しましょう。

▶リバランス(イメージ)



リバランスでリスクコントロールを行いましょう

運用を始めた当初は分散投資(P26)を意識した資産配分によりリスクをコントロールしていたとしても、時間の経過による運用商品の値動きで資産全体の配分が変化し、リスクの大きい(または小さい)配分になることが考えられます。そこで、もう一度当初の資産配分に戻す手続きをとります。この手続きをリバランスといいます。スイッチング(P33)をご自身で行うことで、資産の一部の売却・購入が可能です。リバランスを実施して適切なリスクコントロールに努めましょう。

リスク許容度の変化があったときにも資産配分の見直しを

人生において、リスク許容度(P29)は一定ではありません。ライフステージに応じて変化が生じた場合は、資産配分の見直しを行いましょう。

「お取引状況のお知らせ」を読んでおこう

よくチェックしておきたいわね



お取引状況のお知らせ

「お取引状況のお知らせ」は、記録関連業務を委託しているJIS&Tから年1回郵送されます(※)。このお知らせは基準日時点における「個人別管理資産残高(年金資産)」と前回基準日の翌月から今回基準日までのお取引の状況などが記載されているので、運用状況を定期的にチェックできます。

(※) JIS&Tの「確定拠出年金インターネットサービス」(<https://www.jis-t.ne.jp/>)で、郵送ではなくWEB閲覧に変更することもできます。

運用する商品の変更手続きは2つあります。

▶商品別配分変更の例

運用商品	変更前	変更後
A	50%	40%
B	20%	10%
C	20%	30%
D	10%	10%
E		10%

掛金の割合を変更

商品別配分変更とは

商品を買付ける内訳を変更する手続きを商品別配分変更といいます。(掛金額や運用中の資産はそのままです。)配分する割合は1%単位で指定できます。実施回数に制限はありませんが配分変更を繰り返すと長期投資の見通しが崩れる原因ともなるので、適切な配分変更を考え、必要な時だけ実施しましょう。

▶スイッチングの例

資産150万円のうち、運用商品Cを15万円、運用商品Dを20万円売却し、新たに運用商品Eを35万円購入する場合

運用商品	変更前	変更後
A	45万円	45万円
B	30万円	30万円
C	15万円	残高なし
D	60万円	40万円
E	残高なし	35万円

うち20万円

スイッチングとは

現在運用中の商品売却・解約して、他の商品へ買換える手続きをスイッチングといいます。(掛金の内訳への影響はありません。)[売却したい商品(一部または全部)]と「購入したい商品」を同時に選択して申込みます。スイッチングの回数に制限はありませんが、投資信託はコストがかかる場合があります(P23)。

商品別配分変更とスイッチングは連動していませんのでご注意ください!

ある商品の運用をすべてやめ、別の商品と入替えたいときは、スイッチングですべて売却し別の商品を購入する手続きと、商品別配分変更で掛金の割合を0%に変更する手続きが必要です。

定期的に資産の状況を見直そう

変更したいときはWEBサイトが便利ね



行為準則等

「運営管理機関」・「国民年金基金連合会」は、法令等により定められた規則(行為準則)を守ることが義務付けられています。
※以下の内容は個人型確定拠出年金に係わる法令等に基づいて作成したものです。

1. 運営管理機関の行為準則

加入者を保護し、公正な制度を維持するため、運営管理機関等には次の行為準則と禁止行為が定められています。行為準則に違反したり禁止行為を行ったりした場合には、行政処分を受けたり民事責任を負います。

- (1) 運営管理機関は、運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその運営管理業務を遂行しなければならない。
- (2) 運営管理機関は、個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、または使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、および使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
- (3) 運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部または一部を負担することを約すること。
 - ② 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等または当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
 - ③ 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部もしくは一部を補てんし、または当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部または一部を補てんする場合を除く。)
 - ④ 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、またはその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響をおよぼすこととなる運営管理契約締結に係る重要事項につき、故意に事実を告げず、または不実のことを告げること。
 - ⑤ 自己または加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。
 - ⑥ 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)
 - ⑦ 前①～⑥に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、もしくは確定拠出年金運営管理業の公正を書し、または確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのある次の行為
 - ア. 運用の方法に係る商品の販売もしくはその代理もしくは媒介またはそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(次のイにおいて「営業職員」という。)(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。)が、運用の方法の選定に係る事務を併せて行うこと。
 - イ. 営業職員が、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めること。
 - ウ. 確定拠出年金法施行規則第19条の3第1項(確定拠出年金法施行規則第59条第1項において準用する場合を含む。)の規定により公表する情報に関し、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを表示すること。
 - エ. 加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。

- オ. 加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、もしくは利益が生じることまたは損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。
- カ. 加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。
- キ. 加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響をおよぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、もしくは不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること(前オ、カに掲げる行為に該当するものを除く。)
- ク. 自己または加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、加入者等に対して、特定の運用の方法に係る情報を提供すること。
- ケ. 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、またはその解除を妨げるため、運営管理契約の相手方の判断に影響をおよぼすこととなる事項(確定拠出年金法施行令第51条で定めるものを除く。)につき、故意に事実を告げず、または不実のことを告げること。
- コ. 個人型年金加入者等の確定拠出年金運営管理機関の指定または指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘するに際し、または確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響をおよぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、または不実のことを告げること。

2. 国民年金基金連合会の行為準則

- (1) 連合会は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及びこの規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行するものとする。
 - (2) 連合会は、前項の規定に反するもの及び加入者等の保護に欠けるものとして次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運営管理業務の委託に係る契約又は事務の委託に係る契約を締結すること。
 - ② 運用関連業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を加入者等に対し提示させること。
 - ③ 運用関連業務を委託した運営管理機関に、加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は行わないことを勧めさせること。
 - ④ 加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと、又は行わないことを勧めること。
 - ⑤ 加入者等に、運用の指図を連合会又は加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。
 - ⑥ 加入者等に、当該加入者等に係る運営管理業務を行う運営管理機関として特定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること。
- (加入者等に関する個人情報の取扱い)
- (1) 連合会は、個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に基づき、個人情報を適正に取り扱うための措置を講じるものとする。
 - (2) この規約に定めるもののほか、連合会が保有する個人情報の保護に関して必要な事項は、規約策定委員会の議決を経て別に定める。

免責事項

- ・このガイドブックは情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘も行行うものではありません。最終的な投資判断はご自身で行ってください。
- ・このガイドブックは発行日現在の法令・税制等に基づき作成しております。今後の制度・税制等の改正により、記載内容が実際と異なる場合がありますので、予めご留意ください。
- ・本テキストの内容については万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。また各種データは過去実績に基づくものであり、将来の実績を保証するものではありません。
- ・会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。
- ・本テキストに記載されている事項は、確定拠出年金等の年金制度、確定拠出年金法令等で定められた運用の方法の選定および提示に関する情報、および運用の指図を行うために必要な運用の方法にかかる情報の提供等を目的としたものであり、運用の方法にかかる勧誘等を目的としたものではありません。最終的な運用の指図については、お客様ご自身の判断でご確認ください。
- ・運用商品によっては、各種手数料や相場環境の変動等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがありますので、必ず商品内容等をご確認ください。
- ・本書の全部または一部の無断複写複製を禁じます(著作権法上の例外を除く)。

加入方法は？

ろうきんのお取引店、またはろうきんiDeCo専用コールセンターにお問合せください。
具体的な手続きについてご案内いたします。

WEBサイト・WEB申込みのご案内

ろうきん 育てる年金 **検索**

ろうきんiDeCoスペシャルサイトはこちら

<https://rokin-ideco.com/>

QRコード



ろうきんiDeCo WEB申込みはこちら

<https://rokin-ideco.com/online/index.html>

QRコード



ろうきんiDeCo専用コールセンターのご案内

ろうきんiDeCoに関するお問合せや資料請求はこちら

さー連れだって ろうきん行こう!

0120-320-615

受付時間

平日(月曜～金曜) 9:00～19:00
(土日祝日・振替休日、12月31日～1月3日は休業)

全国のろうきんのご案内

全国のろうきんの店舗はこちらからお調べいただけます。

全国ろうきん一覧(一般社団法人 全国労働金庫協会ウェブサイト)

<https://all.rokin.or.jp/info/>

QRコード



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。